

# 川崎市

# 地震防災戦略

防災協働社会の形成と減災をめざして



KAWASAKI CITY



## ま え が き

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、現代社会が初めて遭遇した大災害であり、ビルや高速道路などをなぎ倒し、木造住宅を焼き、6,400名を超える貴重な命を奪いました。その後も平成16年には新潟県中越地震、平成19年には能登半島地震及び新潟県中越沖地震、平成20年には岩手・宮城内陸地震が発生し、多くの命が奪われました。

川崎市は、大正12年に発生した関東大震災から約90年間にわたり、幸い大きな地震被害を受けることなく、大都市として発展してきましたが、本市が位置する南関東は、地震国日本でも特に地震活動が活発な地域の一つであり、国の中央防災会議によると、今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%と予測されており、その切迫性が高まっております。

本市では、平成20～21年度に地震被害想定調査を実施し、それをもとに、市域に大規模な被害をもたらす川崎市直下の地震による人的被害、直接経済被害に対する減災目標と目標達成のための具体的施策などを取りまとめた「川崎市地震防災戦略」を策定しました。

震災対策への取り組みは、行政による「公助」のみならず、市民一人ひとりが行う「自助」、そして、市民・企業等がお互いに助け合う「共助」が不可欠なことから、今回、地域防災への市民・企業等の参画内容についても併せてお示ししております。

地震は不可避ですが、大地震によってもたらされる災害は、あらかじめ対策を講じることにより、被害を軽減できます。

今後、市民・企業等の皆様とともに、防災協働社会の実現と減災をめざし、「安心快適都市」づくりの推進に全力を挙げてまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

平成23(2011)年3月

川崎市市長

**阿部孝夫**



# 目 次

1	はじめに	
	(1) 国における大地震に対する戦略的な地震防災対策	1
	(2) 国の防災戦略を踏まえた川崎市の地域目標	1
	(3) 行政の役割と市民・企業等との協働	1
2	これまでの取組と防災戦略の位置付け	
	(1) 背景	2
	(2) 川崎市地域防災計画との関連と位置付け	2
3	川崎市の地震被害想定	
	(1) 川崎市における地震被害想定	4
	(2) 想定地震	4
	(3) 想定地震の震度分布	5
	(4) 想定地震の揺れの大きさと被害のあらまし	6
4	川崎市地震防災戦略の対象とする地震	8
5	川崎市地震防災戦略の基本的な考え方	
	(1) 計画期間	8
	(2) 減災目標	8
	(3) 具体施策等の見直し	8
	(4) 体系	8
6	減災目標達成のための具体施策	
	【具体施策等の記載例】	10
	<b>目標1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》</b>	
	<b>施策の柱 I 耐震化の推進</b>	
	行動計画 1 一般建築物の耐震化促進	11
	行動計画 2 学校施設の耐震化	12
	行動計画 3 公共施設等の耐震化	13
	行動計画 4 公共構造物の耐震化	15
	行動計画 5 上下水道施設の耐震化	16
	行動計画 6 造成地の耐震化	17
	<b>施策の柱 II 消防署所等の整備</b>	
	行動計画 7 消防署所等の整備	18
	<b>施策の柱 III 防災住環境の整備</b>	
	行動計画 8 地域の不燃化促進	19
	行動計画 9 身近な危険回避対策	21
	行動計画 10 交通障害の防止	22
	行動計画 11 高層住宅対策	24
	<b>施策の柱 IV 臨海部等の安全対策</b>	
	行動計画 12 コンビナート対策	25
	行動計画 13 液状化対策	26
	<b>目標2 地域防災力の向上《被害軽減を促進するための防災力の向上》</b>	
	<b>施策の柱 V 地域における防災環境の整備</b>	
	行動計画 14 地域防災力・活動実効力の向上	27
	行動計画 15 企業防災の促進	29
	<b>施策の柱 VI 企業等との連携強化</b>	
	行動計画 16 企業との連携	30
	行動計画 17 ボランティアとの連携	31
	<b>施策の柱 VII 防災意識の醸成</b>	
	行動計画 18 地震防災に関する調査・研究の実施	32
	行動計画 19 防災教育活動の推進	33
	行動計画 20 防災研修環境の整備	34

### 目標3 市民生活の安定と都市復興《震災からの回復力の向上》

#### 施策の柱 Ⅷ 行政機能の保持

- 行動計画 21 行政の業務継続力の向上 .....35
- 行動計画 22 情報収集処理・広報の強化・運用 .....36

#### 施策の柱 Ⅸ 医療救護体制の整備

- 行動計画 23 医療救護体制の強化・運用 .....38

#### 施策の柱 X 避難対策の推進

- 行動計画 24 応急危険度判定体制の整備 .....39
- 行動計画 25 空地・避難路の確保 .....40
- 行動計画 26 避難収容対策の推進 .....41
- 行動計画 27 津波・土砂災害避難対策等の推進 .....43
- 行動計画 28 避難所運営体制の整備 .....44
- 行動計画 29 帰宅困難者対策の推進 .....45

#### 施策の柱 X I 災害時要援護者対策の推進

- 行動計画 30 災害時要援護者対策の推進 .....46

#### 施策の柱 X II 生活安定対策の推進

- 行動計画 31 生活環境の確保 .....47
- 行動計画 32 飲料水・食料等の確保 .....49
- 行動計画 33 遺体取扱の体制確立 .....51
- 行動計画 34 廃棄物処理体制の確立 .....52

#### 施策の柱 X III 都市の復興

- 行動計画 35 復興に向けた取組の推進 .....53

# 1 はじめに

## (1) 国における大地震に対する戦略的な地震防災対策

国の中央防災会議では、東京湾北部地震を想定地震とした被害想定を基にして、人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的目標（減災目標）等を盛り込んだ、「首都直下地震の地震防災戦略（平成 18 年 4 月）」を策定しました。

東京湾北部地震は、南関東地域で発生する地震の中でも特に首都圏全体に対する影響が大きいとされており、発生に備えた被害軽減策を、効果的かつ効率的に実施することが急務となっています。

## (2) 国の防災戦略を踏まえた川崎市の地域目標

国の地震防災戦略では、減災目標を達成するためには、「地方公共団体の参画と連携が不可欠である」としており、地方公共団体においても、同様の「地域目標」の設定を求めています。

これを受け、本市においては、平成 20～21 年度に実施した地震被害想定結果に基づき、本市域に大規模な被害をもたらす恐れのある地震の人的被害及び直接経済被害に対する減災目標、及びその達成のために必要な施策に係る具体的な目標と達成時期を明らかにし、被害軽減のための対策を着実に推進していくことを目的として、本市における地域目標である「川崎市地震防災戦略」を策定することとしました。

## (3) 行政の役割と市民・企業等との協働

川崎市地震防災戦略は、地震被害を軽減させるために行政が取り組んでいる（取り組む）施策をまとめており、目標意識を持って、計画的に推進していくこととしています。

しかしながら、これらの施策を強力に推進していくためには、市民・企業等の皆様の御理解と御協力が不可欠であり、また、市民・企業等に自主的に行動していただくことも、目標を達成するための重要な要素となります。川崎市地震防災戦略では、行政の推進する施策と関連する事項について、市民・企業等の皆様に対して地域防災への参画内容を示し、市民・企業等・行政が一丸となった防災協働社会の実現と減災をめざし、「安心快適都市」づくりを推進してまいります。



## 2 これまでの取組と防災戦略の位置付け

### (1) 背景

川崎市は、大正 12 年の関東大震災から約 90 年間にわたり、幸い大きな地震被害を受けることなく、大都市として発展してきました。

本市が位置する関東地方南部は、地震国日本の中でも特に地震活動が活発な地域であり、国の中央防災会議によると、今後 30 年以内に M7 クラスの大地震が発生する切迫性が高いとされています。

これに対して本市では、川崎市防災会議防災対策検討委員会が中心となり、「災害に強いまちづくり」を推進するため、阪神・淡路大震災をはじめ、新潟県中越地震、石川県能登半島地震、新潟県中越沖地震などの教訓を踏まえた、「川崎市震災対策行動計画<sup>(\*)</sup>」を策定し、各施策を推進してきました。

(\*) 川崎市震災対策行動計画とは、「減災」をめざすための、新たな震災対策を推進する積極的な取組を示し、本市の地域防災計画の実効性をより高めるための具体的な施策をまとめたものです。

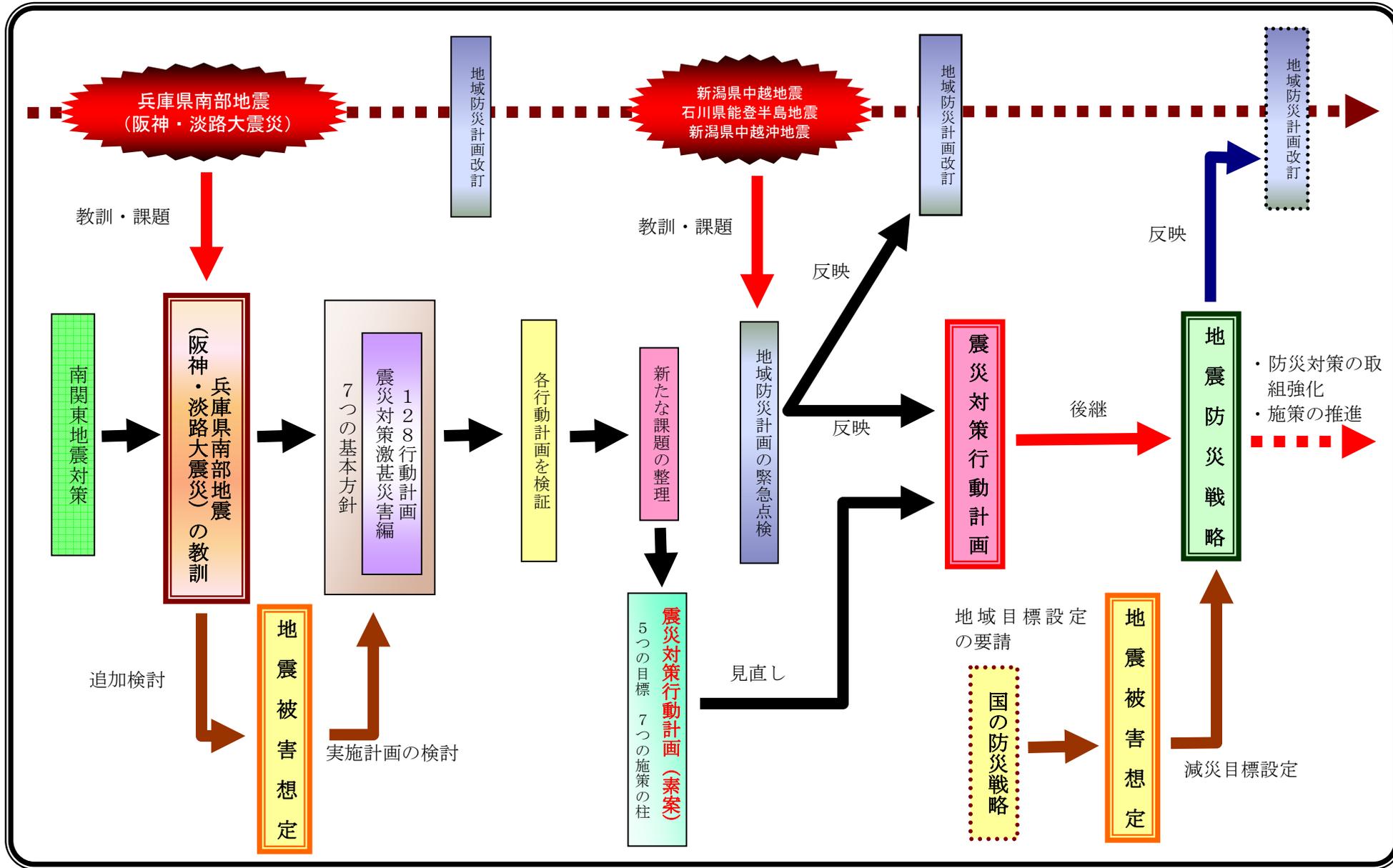
平成 16 年 3 月に素案が示され、進捗状況等を踏まえた見直しを行いながら、平成 20 年 7 月に策定されました。(参照:<http://www.city.kawasaki.jp/53/53bosai/home/lib/koudou-keikaku.pdf>)

### (2) 川崎市地域防災計画との関連と位置付け

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 236 号）の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画であり、市域の災害予防、災害応急対策、復旧・復興等を、総合的に示すもので、本市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

これに対し、川崎市地震防災戦略は、地域防災計画の実効性を高め、減災目標を達成するための施策を実施・推進する計画（実行計画）と位置付けています。

本市においては、前述したとおり「川崎市震災対策行動計画」が策定されており、各局において事業を展開しているところですが、施策がもたらす数値的な効果や、一部の事業を除き具体的な達成年次にまで言及していません。そのため、本戦略をこの行動計画の後継計画として位置付け、新たな施策を展開するとともに、基本理念や、実行中の各施策も、継続・推進していくものとしします。



### 3 川崎市の地震被害想定

#### (1) 川崎市における地震被害想定

地震防災戦略を策定するにあたり、その基礎となる地震被害想定調査を実施しました。

なお、想定される地震動の想定には、中央防災会議や神奈川県が行った地震被害想定調査における想定地震も考慮し、さらに次の点から選定しました。

- ①市域への影響と、近隣を含む揺れ（被害）の広がり
- ②地震発生の切迫性
- ③応急対策的あるいは危機管理的想定
- ④国・県の地震防災戦略との関連

#### (2) 想定地震

今回の被害想定調査においては、川崎市直下の地震、南関東地震、東京湾北部地震の3地震を想定地震として選定しました。

具体的な地震像については、川崎市直下の地震では、川崎市防災対策検討委員会地震被害想定・地震防災戦略部会<sup>(\*)</sup>の審議により、防災戦略策定のために想定する震源モデルとして、新規に設定し、南関東地震、及び東京湾北部地震については、神奈川県地震被害想定調査で設定された震源モデルを採用しました。

(\*)川崎市防災対策検討委員会とは、川崎市防災会議条例に基づき設置された、防災に関する調査・研究を行うための専門組織です。

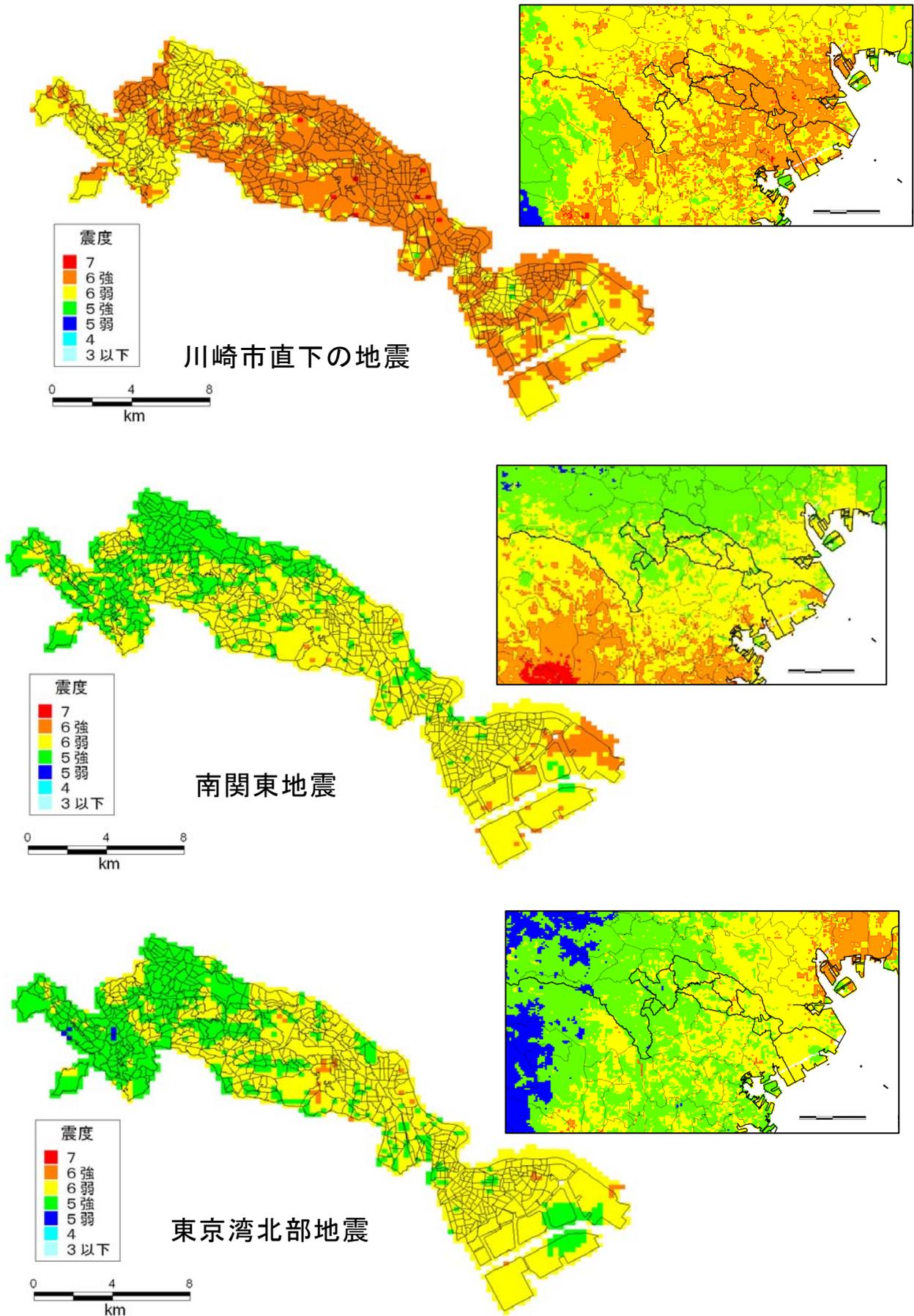
今回、地震被害想定調査の実施及び地震防災戦略を策定するにあたり、各分野での高度かつ専門的な意見を取り入れるため、地震被害想定・地震防災戦略部会として11名の学識経験者らにより構成し、議論を行ってきました。

(表1) 想定地震の規模と選定理由

地震動とマグニチュード	選定の理由等
川崎市直下の地震 (マグニチュード(M) : 7.3)	発生した場合、川崎市への影響が最も大きい地震として、本市の直下で地震が発生することを想定しました。また、地震の規模(M)についても兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)や東京湾北部地震と同等(M7.3)の大きさを想定しています。本市の地震防災戦略の目標は、この地震を対象としています。
南関東地震 (マグニチュード(M) : 7.9)	1923年に発生した大正関東地震(関東大震災)の再来を想定しました。関東地方で発生する地震としては最大規模の地震となることから、この地震を選びました。
東京湾北部地震 (マグニチュード(M) : 7.3)	国が想定している南関東地域のM7クラスの地震の中でも、特に首都圏全体に対する影響が大きく、国の地震防災戦略の対象となっていることから、この地震を選びました。

(3) 想定地震の震度分布

(図2) 川崎市及び周辺地域における震度分布



(4) 想定地震の揺れの大きさと被害のあらまし

(表2) 想定地震の揺れの特徴と被害想定の概況

<p>川崎市直下の地震</p>	<p>揺れ</p>	<p>市域においては、震度5強～7の揺れとなると想定され、市内のほとんどの地域で震度6弱以上となっている。 震度7となる地域は、中原区、高津区の一部地域に点在し、幸区、中原区、高津区ではほとんどの地域が震度6強、川崎区、宮前区も大半は震度6強となっている。 多摩区、麻生区の大半の地域は震度6弱であるが、一部には震度6強となる地域もあり、震度5強にとどまる地域は非常に限定的な地域になっている。 周辺地域については、近接地域（東京都（大田区等）、横浜市東部等）は川崎市と同程度の揺れとなっており、離れるにつれて、揺れも低下する。 揺れの大きさが、他の2地震に比べて大きいため、各被害項目についての被害量は全体的に大きい。</p>
<p>南関東地震</p>	<p>揺れ</p>	<p>市域においては、震度5強～6強となる。 揺れの大きい震度6強となる地域は、川崎区の一部の地域（特に東部沿岸部地域の一部）であり、その他中原区、高津区でごく僅かの地域に震度6強となる箇所が点在する。 震度6強となる地域以外については、宮前区以南で震度6弱となる地域が多くを占め、多摩区、麻生区では震度5強となる地域が多くを占めている。 周辺地域については、横浜市も川崎市と同じ程度かやや大きめとなり、さらにその西方では震度7となる地域が広がる。 一方、東京側については、ほぼ震度6弱程度となっており、川崎市よりも揺れの程度は小さい。</p>
<p>東京湾北部地震</p>	<p>揺れ</p>	<p>市域においては、震度5弱～6強となる。 揺れの大きい震度6強となる地域は、川崎区、中原区、高津区でごく僅かの地域に点在する程度である。 震度5強、震度6弱となる地域は、ほぼ南関東地震と同様となっており、麻生区の一部では震度5弱程度にとどまる地域も見られる。 周辺地域については、揺れの大きい地域の範囲が南関東地震と異なり、県域ではほぼ震度6弱程度（震度6強となる地域は限定的に分布）となっているが、東京側についてはほぼ震度6弱～6強となる地域が広がっており、特に区部東側は広範囲に震度6強程度となっている。</p>
	<p>被害想定</p>	<p>建物被害が他の想定地震の2倍程度であるのに比べて、地震火災の被害は、冬18時の場合で5倍程度となっており、出火リスクの増大に伴う焼失建物も増加する。 人的被害については、死者が約1,140人となっている。 建物被害の状況と同様に、揺れによる建物倒壊によるものが大半を占めているが、火災による死傷者も多く発生する。 避難者は発災1～3日後で約41万人。</p>
	<p>被害想定</p>	<p>建物被害については、要因は揺れによるものが大半であり、被害全体の90%以上を占めている。 地震による火災については、冬18時の場合が最も被害が大きい。 人的被害については、死者が約290人となっている。 建物被害の状況と同様に、揺れによる建物倒壊によるものが大半を占めているが、火災による死傷者も発生する。 避難者は発災1～3日後で約18万人。</p>
	<p>被害想定</p>	<p>建物被害は、南関東地震と同様に揺れによる建物倒壊によるものが大半を占める。 人的被害については、死者が約240人となっている。 建物被害の状況と同様に、揺れによる建物倒壊によるものが大半を占めているが、火災による死傷者も発生する。 避難者は発災1～3日後で約15万人。</p>

《資料1》想定地震別被害想定調査結果まとめ（川崎市内、冬の18時の場合）

※都市部における震災記録として、阪神・淡路大震災の被害データを併記しました。

種別	被害項目	被害単位	川崎市 直下の地震	南関東 地震	東京湾 北部地震	阪神・淡路 大震災*
斜面・河川	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	310	80	60	*68 (崖崩れ)
	河川堤防被害	被害率(%) (多摩川・鶴見川)	21	5	7	*144(箇所)
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	32,940	8,390	6,670	
		半壊数(棟)	54,710	27,990	23,490	
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	640	520	510	
		半壊数(棟)	1,340	1,070	1,050	
	斜面崩壊による建物被害	全壊数(棟)	280	80	70	
		半壊数(棟)	650	190	170	
	※津波による建物被害	全壊数(棟)	0※	0	0	
		半壊数(棟)	0※	0	0	
	被害合計	全壊数(棟)	33,860	8,990	7,260	61,800
		半壊数(棟)	56,700	29,240	24,710	51,125
地震火災	出火	(件)	250	50	50	175
	延焼	焼失棟数(棟)	17,370	3,720	3,560	7,386
人的被害	死者	(人)	1,140	290	240	4,569
	負傷者	(人)	19,730	6,480	5,370	14,679
	り災世帯	全壊世帯(世帯数)	86,790	22,690	18,520	
		半壊世帯(世帯数)	142,850	77,460	66,240	
焼失世帯(世帯数)		47,520	9,770	9,480		
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1~3日後)	414,850	217,090	179,540	*65万戸
	下水道	機能支障世帯数(世帯) (1~3日後)	263,400	149,170	128,010	*延べ73km
	通信	不通台数(台)	175,930	61,780	54,890	*12万回線
	電力	停電件数(件)	329,660	115,770	102,850	*100万軒
	ガス(都市ガス)	供給停止件数(件)	403,930	0	0	493,050
交通等	道路橋	大規模損傷(箇所)	7	0	0	74
	鉄道	不通路線(路線数) (1日後)	8	1	0	9
	港湾	被害バース(バース数)	14	14	6	239
生活支障等	避難者	(人)(1~3日後)	414,720	179,520	151,320	*ピーク時
		(人)(28日後)	204,710	53,850	47,410	236,899
	医療機能	来院者数(人)(1日後)	19,780	6,490	5,380	
	災害用トイレ	需要基数(基) (1~3日後)	4,150	1,800	1,510	*ピーク時 3,041
	災害廃棄物	発生量推計値(千トン)	3,696	1,609	1,332	*年間 246
	自力脱出困難者	(人)	610	150	120	
	エレベーター停止	停止台数(台)	5,930	5,280	5,300	
	帰宅困難者	川崎市から市外 へ帰宅(人)	443,410			
		市外から川崎市 へ帰宅(人)	502,340			
経済被害	直接経済被害額 (億円)	53,067	25,607	20,857	*99,268	

※「川崎市直下の地震」の津波は本調査では想定していません。ここでは「東京湾北部地震」と同程度と想定しています。

\*神戸市発行「阪神・淡路大震災神戸復興誌」より抜粋(平成12年1月17日発行)

①阪神・淡路大震災における経済被害は、兵庫県下の被害(平成7年4月5日推計)で、その他は神戸市の被害です。

②算定方法、地域特性、発生条件などが異なるため、単純比較はできません。

## 4 川崎市の地震防災戦略の対象とする地震

川崎市地震防災戦略における想定地震は、本市における被害が最も大きくなると想定される、「川崎市直下の地震」を採用します。

なお、国の防災戦略においては「東京湾北部地震」を想定地震として設定し、各自治体にも同様の地震により防災戦略（地域目標）を策定するよう求めています。本市においては、国の防災戦略の実現に寄与し、さらには本市における最大被害に備えるため、「川崎市直下の地震」を選定したものです。

※前述「3 川崎市の地震被害想定」参照

## 5 川崎市地震防災戦略の基本的な考え方

### （1）計画期間

本市の防災戦略は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で計画期間としています。

開始の時期は、川崎市新総合計画第 3 期実行計画の開始時期に、終了の時期は、国及び神奈川県地震防災戦略における最終年度に合わせました。

### （2）減災目標

本市では、表 3 のとおり減災目標を掲げました。

（表 3）川崎市地震防災戦略における目標

項目	目標
死者	計画期間（平成 23～27 年度の 5 年間）において、想定される死者数の 4 割減を目標とします。 約 1,140 人 ⇒ 約 690 人
直接経済被害	計画期間（平成 23～27 年度の 5 年間）において、想定される経済被害の 3 割減を目標とします。 約 5.3 兆円 ⇒ 約 3.8 兆円

\* 上記以外に、事業推進や防災教育等により得られる減災効果も、個別に項目を掲げ考慮しています。

※ 参考 東京湾北部地震を想定地震とした場合の減災目標

項目	川崎市	国
計画期間	平成 23～27 年度 （ 5 年 間 ）	平成 18～27 年度 （ 10 年 間 ）
人的被害の減災目標	死者数 約 240 人 ⇒ 約 140 人 （ 4 割 減 ）	死者数 約 11,000 人 ⇒ 約 5,600 人 （ 半 減 ）
経済被害の減災目標	経済被害 約 2.1 兆円 ⇒ 約 1.3 兆円 （ 4 割 減 ）	経済被害 約 112 兆円 ⇒ 約 70 兆円 （ 4 割 減 ）

\* 国の半分の計画期間でほぼ同等の減災目標が達成できることから、国と同じ計画期間で実施した場合は、国よりも大きな減災効果が得られるものと考えています。

### （3）具体施策等の見直し

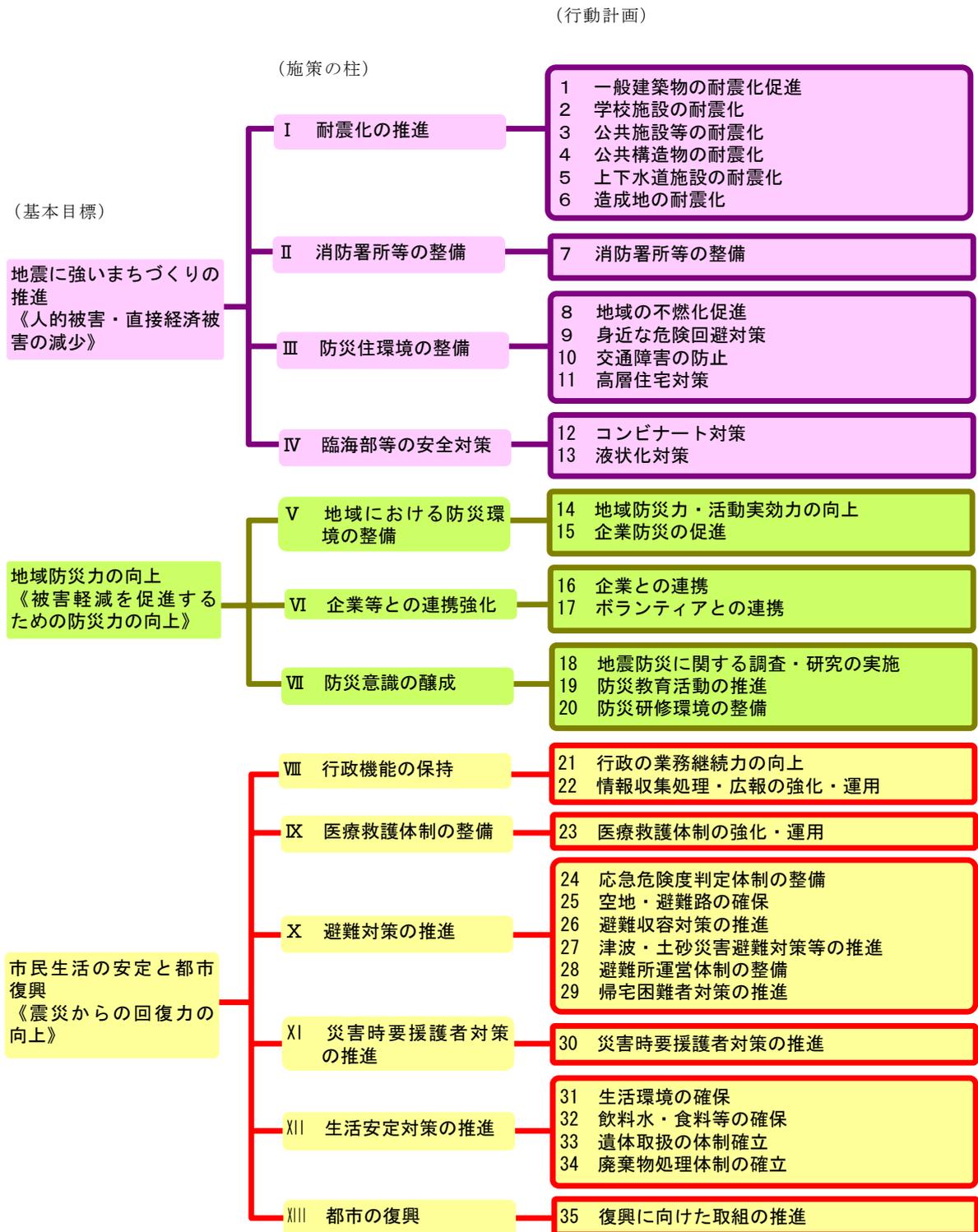
計画期間内における各施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図っていくものとします。

### （4）体系

川崎市地震防災戦略の体系は、次ページのとおり第 1 階層から第 3 階層までとなっています。

体系における第 1 階層を基本目標とし、第 2 階層に目標を達成するための施策の柱、第 3 階層に行動計画を示しています。

(図3) 川崎市地震防災戦略の体系



## 6 減災目標達成のための具体施策

### 【具体施策等の記載例】

目標1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》

施策の柱 I 耐震化の推進

行動計画1 一般建築物の耐震化促進	
<p>阪神・淡路大震災では、亡くなった方のうち約8割が自ら居住する住宅等の倒壊が原因となっています。本市における被害想定調査でも、死者1,140人のうち、最大で約8割にあたる800人以上が、建物の被害によるものと想定されます。</p> <p>そこで、死者数（亡くなる方）を減少させる対策として、建物の耐震化が最も効果的であることから、木造住宅や分譲マンション等の耐震化を促進します。…①</p>	
1	<p>民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化…②</p> <p>所管：まちづくり局…③</p>
	<p>大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。…④</p>
目 標	<p>木造住宅の耐震診断士の派遣や耐震改修工事の助成を行うとともに、マンションの耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成27年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率90%を目標とします。…⑤</p>

#### 《施策の効果》…⑥

- ◆耐震化率向上による死者数の減少（現状は「川崎市耐震改修促進計画」策定時点の数値）
  - ・民間の木造戸建、共同住宅等耐震化率 現状 82.4%→目標 90%
  - ・民間の特定建築物耐震化率 現状 85%→目標 90%
- 建物被害の減少による経済被害の抑制
  - 生活機能の保全による早期の都市（経済）復興
  - 瓦礫等の災害廃棄物の減少
  - 避難者数の減少

#### 《市民・企業等との協働》…⑦

- ☆市民・企業等は、個人・家庭、地域、事業所単位で、建物の耐震化が地震防災にどれだけ有効であるかを学習・認識し、対策に努めてください。
- ☆市民・企業等は、自らの命、家族・居住者の命、従業員の命を守るため、所有する建物の耐震化を実施してください。

- ① 行動計画の概要
- ② 具体施策の事業名
- ③ 具体施策の所管局（区）名
- ④ 具体施策の概要
- ⑤ 計画期間における具体施策の目標（取組）
- ⑥ 行動計画ごとの具体施策の効果

#### 《凡例》

- ・◆…人的被害の減少効果に関する項目
- ・■…経済被害の減少効果に関する項目
- ・○…その他定性的な効果に関する項目

- ⑦ 防災協働社会の実現に向け、市民・企業等の皆様に実施していただきたい地域防災への参画内容

## 目標 1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》

### 施策の柱 I 耐震化の推進

行動計画 1 一般建築物の耐震化促進	
<p>阪神・淡路大震災では、亡くなった方のうち約 8 割が自ら居住する住宅等の倒壊が原因となっています。</p> <p>本市における被害想定調査でも、死者 1,140 人のうち、最大で約 8 割にあたる 800 人以上が、建物の被害によるものと想定されます。</p> <p>そこで、死者数（亡くなる方）を減少させる対策として、建物の耐震化が最も効果的であることから、木造住宅や分譲マンション等の耐震化を促進します。</p>	
1	<p><b>民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化</b> <span style="float:right">所管：まちづくり局</span></p> <p>大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。</p> <p><b>目 標</b> 木造住宅の耐震診断士の派遣や耐震改修工事の助成を行うとともに、マンションの耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、「川崎市耐震改修促進計画<sup>(*)</sup>」の目標年度である平成 27 年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率 90%を目標とします。</p>
2	<p><b>民間の特定建築物の耐震化</b> <span style="float:right">所管：まちづくり局</span></p> <p>大地震等の発生による民間の特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断や設計・改修工事等にかかった費用の一部を助成します。</p> <p><b>目 標</b> 耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の助成を行い、「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成 27 年度までに、特定建築物の耐震化率 90%を目標とします。</p>
3	<p><b>既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究【No.64 再掲】</b> <span style="float:right">所管：危機管理室 まちづくり局</span></p> <p>自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。</p> <p><b>目 標</b> 既存制度の効果的な利用促進等を図るとともに、既存不適格建物の耐震化に向けた取組を進めます。</p>

(\*)参照 <http://www.city.kawasaki.jp/50/50kikaku/home/jigyougaiyou/taishinkaisyu/taisin-kaisei.pdf>

#### 《施策の効果》

- ◆耐震化率向上による死者数の減少（現状は「川崎市耐震改修促進計画」策定時点の数値）
  - ・民間の木造戸建、共同住宅等耐震化率 現状 82.4%→目標 90%
  - ・民間の特定建築物耐震化率 現状 85%→目標 90%
- 建物被害の減少による経済被害の抑制
  - 生活機能の保全による早期の都市（経済）復興
  - 瓦礫等の災害廃棄物の減少
  - 避難者数の減少

#### 《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、個人・家庭、地域、事業所単位で、建物の耐震化が地震防災にどれだけ有効であるかを学習・認識し、対策に努めてください。
- ☆市民・企業等は、自らの命、家族・居住者の命、従業員の命を守るため、所有する建物の耐震化を実施してください。

## 行動計画 2 学校施設の耐震化

学校施設の耐震性は、多くの児童・生徒の安全ばかりでなく、周辺地域の市民生活にも影響します。

そこで、全市立学校の耐震性を確保し、児童・生徒の安全を確保します。

4 市立学校の耐震化 所管：教育委員会

市立小中学校 164 校（536 棟）のうち、耐震診断の結果、耐震補強で十分な効果が得られると判断された 86 校（179 棟）については、既に工事を完了しています。

今後は、耐震補強だけでは十分な効果が得られないと判断された小中学校のうち、未完了の 11 校（20 棟）について、改築又は大規模改修の手法により耐震化を進めます。

また、市立高等学校は 1 校（5 棟）の、特別支援学校は 1 校（1 棟）の耐震化を進めます。

※平成 22 年 12 月末現在の市立学校の耐震化率は、次のとおりです。

- ・小学校 95.1% （329 棟／346 棟）
- ・中学校 98.4% （187 棟／190 棟）
- ・高等学校 79.2% （19 棟／24 棟）
- ・特別支援学校 88.9% （8 棟／9 棟）

目 標 改築又は大規模改修により、学校施設の耐震化を図ります。

### 《施策の効果》

- ◆児童・生徒や教員の安全確保
- 被災者のための避難所機能の保全
- 学校の早期再開

<b>行動計画 3 公共施設等の耐震化</b>		
<p>公共施設等には、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された建物が存在し、耐震性を確保していない建物もあります。</p> <p>大地震等の発生時における応急活動拠点、地域の防災拠点としての機能確保や、市民の安全を確保するため、計画的に耐震化を推進します。</p>		
5	<b>公共建築物（庁舎・区役所等）の耐震化</b>	所管：まちづくり局 総務局 総合企画局
<p>旧耐震基準で建築された建物（平成 18 年現在 2,320 棟）のうち、耐震改修促進法の規定に基づく特定建築物及び川崎市地域防災計画に定める地震防災上重要となる建築物（492 棟）について、耐震診断を実施しました。その結果、耐震対策が必要と判断された施設（53 棟）については、安全性を確保するため、「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、補強工事等の耐震対策を実施します。</p>		
<p>目 標 耐震対策実施計画に基づき、公共建築物の耐震対策を実施します。</p>		
6	<b>市立病院の耐震化</b>	所管：病院局
<p>市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震（免震）構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、早急な対策を必要としています。</p> <p>このため、平成 21 年 8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しています。</p>		
<p>目 標 平成 26 年の全面開院に向け、老朽化した市立井田病院の再編整備を行います。</p>		
7	<b>社会福祉施設の耐震化</b>	所管：健康福祉局 市民・子ども局 関係局
<p>社会福祉施設である老人いこいの家（49 棟）は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。</p> <p>※浜町老人いこいの家については、平成 22 年度に実施する耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて耐震補強工事を実施します。</p> <p>また、児童厚生施設である子ども文化センター（58 施設）は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。</p> <p>※菅生子ども文化センターについては、平成 22 年度に建替え工事を完了します。</p> <p>また、民間の社会福祉施設の耐震化についての検討も併せて進めます。</p>		
<p>目 標 野川老人いこいの家については、平成 23 年度に耐震補強工事を実施します。また、玉川子ども文化センターの建替え及び日進町子ども文化センターの再整備を推進します。</p>		
8	<b>競輪場の耐震化</b>	所管：経済労働局
<p>広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。</p>		
<p>目 標 川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。</p>		
9	<b>卸売市場（南部・北部）の耐震化</b>	所管：経済労働局
<p>食料の確保とその供給拠点となる北部市場の耐震補強を推進します。</p> <p>※南部市場については、平成 22 年度に耐震工事を完了しました。</p>		
<p>目 標 「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、耐震対策を実施します。</p>		

10	<b>消防署所・消防団器具置場等の整備</b>	所管：消防局
	臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えることから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。	
	目 標	老朽化した臨港消防署の改築工事及び柿生出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、優先順位の高い老朽化した消防出張所の整備を推進します。
11	<b>町内会・自治会会館の耐震化【No.53 再掲】</b>	所管：市民・こども局
	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、旧耐震基準で建設された木造の会館（96棟）に対し、耐震診断士の派遣による耐震診断や耐震改修費補助などの支援を行い、施設の耐震化を図ります。	
	目 標	町内会・自治会会館への耐震診断士の派遣を行うとともに、耐震診断結果により、改修が必要となった会館の改修を促進します。

《施策の効果》

- ◆ 児童、高齢者等施設利用者の安全確保
- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 庁舎等の耐震化による行政機能の保持
- 消防署所等の耐震化による消防力（災害対応力）の保持
- 医療機能の保持
- 自治活動の保全と避難対策

## 行動計画 4 公共構造物の耐震化

日常生活や経済活動を支える社会基盤施設である、道路、橋りょう、港湾、水道、下水道などの公共構造物が大地震等の発生により機能を失った場合、応急対策に支障があるばかりでなく、市民生活や経済活動への影響も計り知れません。

そのため、市民生活の安定、早期復興の観点から、被害を未然に防止、あるいは最小限に抑えるため、重要な公共構造物の耐震化を推進します。

12	<b>橋りょうの耐震化</b>	所管：建設緑政局
	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて改訂された基準に基づき、緊急交通路や緊急輸送路など、防災上重要な道路等に架かる 124 橋りょうのうち、耐震化対象の 51 橋の耐震性の向上を図り、地震災害に強いまちづくりに努めます。</p> <p>※平成 22 年 12 月末現在、124 橋のうち 73 橋については、耐震対策を完了しています。</p> <p>※緊急輸送路上の「歩道橋」(90 橋)については、耐震対策を完了しています。</p>	
	目 標	橋りょうについては、多くの施設が更新時期を迎えるため、橋りょう整備事業に基づく整備の推進を行い、引き続き、耐震対策に努めます。
13	<b>港湾施設の耐震化</b>	所管：港湾局
	<p>港湾計画に基づき、避難あるいは応急復旧時の物資搬入の基地として、千鳥町 7 号係船棧橋の耐震補強や、耐震強化岸壁である東扇島コンテナ 2 号岸壁を整備することで大地震等の発生後も広域的な物流を確保するとともに、市民生活や経済活動を支えていきます。</p> <p>また、川崎市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルについては、トンネル本体の液状化対策が完了し、引き続き本体のせん断補強や換気棟補修等の耐震化を推進します。</p>	
	目 標	公共ふ頭の耐震化を図るとともに、災害時における川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策を実施します。

### 《施策の効果》

- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 物流機能の保持

## 行動計画 5 上下水道施設の耐震化

過去の地震災害を見ても、水道施設の被害や下水道機能の障害は、市民生活に大きな影響を及ぼすばかりでなく、経済活動への影響や、その後の都市復興の遅滞を招きます。

そのため、日常生活を営む上で欠かすことのできないライフライン機能のうち、本市が所管する上下水道の機能保全対策を推進します。

14	<b>水道施設の耐震化</b>	所管：上下水道局
	水道施設の耐震補強、耐震性の低い管路の更新、重要施設への耐震管路整備等を行うことにより、大地震等の発生時の各施設が受ける被害の抑制及び安全な施設構築を図ります。	
	目 標	「10 カ年施設整備計画」に基づく基幹構造物、水道管路などの耐震化を推進します。
15	<b>下水道施設の耐震化</b>	所管：上下水道局
	下水道管路では、事業実施優先順位の高い路線から順次耐震化を図り、流下機能を確保します。 また、処理場・ポンプ場についても、震災時における処理機能を確保するため、効率的に耐震化を図ります。	
	目 標	優先順位や重点化などを考慮し、管きよ、水処理センター・ポンプ場の耐震対策を推進していきます。

### 《施策の効果》

- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 給排水機能の保全による生活支障の抑制
- 生活衛生環境の保全
- 早期の都市（経済）復興

### 《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。

<b>行動計画 6 造成地の耐震化</b>		
<p>老朽化した擁壁は、大雨や大地震等の発生により崩落する危険性があり、住宅への被害や周辺地域への被害も甚大になる可能性があります。また、近年の地震で、大規模に盛土造成した土地においても、造成地全体が滑り落ちるなどの被害が報告されています。</p> <p>そのため、擁壁等の改修工事を促進するとともに、大規模盛土造成地の減災対策を推進します。</p>		
16	<b>川崎市宅地防災工事助成金制度の充実</b>	所管：まちづくり局
<p>大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。</p>		
	目 標	宅地造成等規制法に基づき、擁壁の改善等の宅地防災工事の助成を行い、老朽化した擁壁の倒壊等を防止します。
17	<b>宅地耐震化推進事業の推進</b>	所管：まちづくり局
<p>大規模盛土造成地の滑動崩落による被害軽減を目的とし、対策を要する大規模盛土を特定する調査を行うなど、宅地耐震化推進事業を推進します。</p>		
	目 標	大規模盛土変動予測調査を実施するとともに、今後の事業計画の策定に向けた取組を推進します。
<p>《施策の効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■建物・宅地被害の減少による経済被害の抑制</li> <li>○早期の都市（経済）復興</li> </ul>		

## 施策の柱 II 消防署所等の整備

行動計画 7 消防署所等の整備													
大地震等の発生時の防災拠点確保に向け、老朽化した消防出張所や消防団器具置場を計画的に整備することで、初動体制を強化します。また、消防活動に必要な資器材や耐震性防火水槽等を整備することにより災害対応力の向上を図ります。													
18	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">消防署所・消防団器具置場等の整備【No.10 再掲】</td> <td>所管：消防局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えることから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td colspan="2">老朽化した臨港消防署の改築工事及び柿生出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、優先順位の高い老朽化した消防出張所の整備を推進します。</td> </tr> </table>	消防署所・消防団器具置場等の整備【No.10 再掲】		所管：消防局	臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えることから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。			目 標	老朽化した臨港消防署の改築工事及び柿生出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、優先順位の高い老朽化した消防出張所の整備を推進します。				
消防署所・消防団器具置場等の整備【No.10 再掲】		所管：消防局											
臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えることから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。													
目 標	老朽化した臨港消防署の改築工事及び柿生出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、優先順位の高い老朽化した消防出張所の整備を推進します。												
19	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">消防資器材等の整備</td> <td>所管：消防局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">大地震等の発生時における被害状況等の実態把握に極めて有効とされるヘリコプターをはじめ、石油コンビナート地区の大規模火災に有効な消防艇や消防活動に必須である消防車両(消防団を含む)・身体保護具等について計画的な更新・整備を進め、災害対応力の向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td colspan="2">災害対応力の向上に向け、防災拠点と消防資器材の計画的な整備を推進します。</td> </tr> </table>	消防資器材等の整備		所管：消防局	大地震等の発生時における被害状況等の実態把握に極めて有効とされるヘリコプターをはじめ、石油コンビナート地区の大規模火災に有効な消防艇や消防活動に必須である消防車両(消防団を含む)・身体保護具等について計画的な更新・整備を進め、災害対応力の向上を図ります。			目 標	災害対応力の向上に向け、防災拠点と消防資器材の計画的な整備を推進します。				
消防資器材等の整備		所管：消防局											
大地震等の発生時における被害状況等の実態把握に極めて有効とされるヘリコプターをはじめ、石油コンビナート地区の大規模火災に有効な消防艇や消防活動に必須である消防車両(消防団を含む)・身体保護具等について計画的な更新・整備を進め、災害対応力の向上を図ります。													
目 標	災害対応力の向上に向け、防災拠点と消防資器材の計画的な整備を推進します。												
20	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">消防情報通信体制の整備</td> <td>所管：消防局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">全国的な施策として消防・救急無線のデジタル化が進められており、現行のアナログ無線の使用期限は平成 28 年 5 月 31 日までとなっています。本市でも、大地震等の発生時における有効な通信手段の確保と消防隊等の災害対応力の向上を目的として、無線関連設備の再構築を行います。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">また、消防指令システム及び消防情報管理システムについても、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、より迅速な出場指令や災害対応力の向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td colspan="2">消防・救急無線のデジタル化に向けた取組を推進し、消防隊・救急隊の迅速な出場と的確な活動を確保します。</td> </tr> </table>	消防情報通信体制の整備		所管：消防局	全国的な施策として消防・救急無線のデジタル化が進められており、現行のアナログ無線の使用期限は平成 28 年 5 月 31 日までとなっています。本市でも、大地震等の発生時における有効な通信手段の確保と消防隊等の災害対応力の向上を目的として、無線関連設備の再構築を行います。			また、消防指令システム及び消防情報管理システムについても、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、より迅速な出場指令や災害対応力の向上を図ります。			目 標	消防・救急無線のデジタル化に向けた取組を推進し、消防隊・救急隊の迅速な出場と的確な活動を確保します。	
消防情報通信体制の整備		所管：消防局											
全国的な施策として消防・救急無線のデジタル化が進められており、現行のアナログ無線の使用期限は平成 28 年 5 月 31 日までとなっています。本市でも、大地震等の発生時における有効な通信手段の確保と消防隊等の災害対応力の向上を目的として、無線関連設備の再構築を行います。													
また、消防指令システム及び消防情報管理システムについても、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、より迅速な出場指令や災害対応力の向上を図ります。													
目 標	消防・救急無線のデジタル化に向けた取組を推進し、消防隊・救急隊の迅速な出場と的確な活動を確保します。												
21	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">耐震性防火水槽の整備</td> <td>所管：消防局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">大地震等の発生時の消防活動に有効な耐震性防火水槽について震災時の水利基準に基づき整備を行います。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※市域を一辺 500 メートルメッシュの網目状に区画し、この区画を単位として防火水槽の必要数を算出しており、平成 22 年 12 月末現在、市域における充足率は 88.7%となっています。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td colspan="2">消防活動に有効である計画的な耐震性防火水槽の整備に、取り組んでいきます。</td> </tr> </table>	耐震性防火水槽の整備		所管：消防局	大地震等の発生時の消防活動に有効な耐震性防火水槽について震災時の水利基準に基づき整備を行います。			※市域を一辺 500 メートルメッシュの網目状に区画し、この区画を単位として防火水槽の必要数を算出しており、平成 22 年 12 月末現在、市域における充足率は 88.7%となっています。			目 標	消防活動に有効である計画的な耐震性防火水槽の整備に、取り組んでいきます。	
耐震性防火水槽の整備		所管：消防局											
大地震等の発生時の消防活動に有効な耐震性防火水槽について震災時の水利基準に基づき整備を行います。													
※市域を一辺 500 メートルメッシュの網目状に区画し、この区画を単位として防火水槽の必要数を算出しており、平成 22 年 12 月末現在、市域における充足率は 88.7%となっています。													
目 標	消防活動に有効である計画的な耐震性防火水槽の整備に、取り組んでいきます。												
22	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">消防団の充実強化</td> <td>所管：消防局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域防災の要である消防団員の入団を促進するために、町内会、自治会及び消防団協力事業所等の協力を求め、消防団への入団促進と地域の消防力の充実強化を図ります。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td colspan="2">消防団員の条例定数の確保に努めます。</td> </tr> </table>	消防団の充実強化		所管：消防局	地域防災の要である消防団員の入団を促進するために、町内会、自治会及び消防団協力事業所等の協力を求め、消防団への入団促進と地域の消防力の充実強化を図ります。			目 標	消防団員の条例定数の確保に努めます。				
消防団の充実強化		所管：消防局											
地域防災の要である消防団員の入団を促進するために、町内会、自治会及び消防団協力事業所等の協力を求め、消防団への入団促進と地域の消防力の充実強化を図ります。													
目 標	消防団員の条例定数の確保に努めます。												

### 《施策の効果》

- ◆ 初動体制の強化による人的被害の減少
- 延焼拡大の防止等による建物被害の減少と経済被害の抑制
- 災害時における消防力の保持及び体制強化

### 《市民・企業等との協働》

☆市民は、消防団への入団に御協力ください。

## 施策の柱 Ⅲ 防災住環境の整備

行動計画 8 地域の不燃化促進		
<p>大地震等の発生時に市内で多数の火災が発生、延焼が拡大してしまった場合、本市の消防力(消防車両や消防職員、消防団など)のみでは対応が困難になることも想定されます。</p> <p>そのため、密集市街地の改善や公園・緑地を確保することにより、地域の不燃化を促進し、火災被害の危険性を低減させます。</p>		
23	<p><b>防災都市計画に関する調査・研究</b> 【No.127 再掲】</p>	<p>所管：まちづくり局 危機管理室 関係局</p>
<p>大地震等の発生による大規模な災害から計画的な復興を推進するための都市計画のあり方を調査・研究するとともに、り災後の迅速な都市計画手続を推進するため、行動計画などを示した運用マニュアル等を策定します。</p> <p>また、災害に強い市街地の構築に向け、都市計画分野等における予防的対策の調査・研究を進めます。</p>		
目 標	<p>都市復興計画策定の体制づくりや都市計画上の手続・手法などについての方策を確立するとともに、災害に強い市街地の構築を図るため、都市の防災構造のさらなる向上をめざします。</p>	
24	<p><b>密集市街地の改善</b></p>	<p>所管：まちづくり局</p>
<p>老朽木造住宅が密集し、大地震等の発生時に大規模延焼火災の危険性が高い密集市街地を改善し、人的・物的被害を大幅に軽減させるためのまちづくりを推進します。</p> <p>なお、平成 15 年 7 月 11 日に国土交通省が「地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地」として指定した地区が、市内には 2 地区 (3 丁目) 存在しています。</p> <p>※小田 2、3 丁目地区不燃領域率<sup>(*)</sup>36.5%、幸町 3 丁目地区不燃領域率 30.6% (平成 23 年 1 月現在)</p>		
目 標	<p>住宅不燃化促進事業等を通じて住環境改善を図り、不燃領域率の向上をめざします。</p>	
25	<p><b>民間再開発の誘導による公開空地の確保【No.91 再掲】</b></p>	<p>所管：まちづくり局</p>
<p>工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に併せ事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。</p>		
目 標	<p>民間再開発事業者等と協議・調整を進め、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成や公開空地の確保に努めます。</p>	
26	<p><b>公園緑地の整備推進</b></p>	<p>所管：建設緑政局 危機管理室 総合企画局</p>
<p>大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。</p>		
目 標	<p>富士見周辺地区、等々力緑地、生田緑地の 3 大公園に対し、災害時の広域避難場所としての機能を高めるとともに、一時避難場所となる身近な公園等に対し、延焼防止などの観点から、緑化を推進していきます。</p>	

(\*)不燃領域率とは、地区の面積に対する幅員 6 m 以上の道路やまとまった空地、耐火性能を有する建築物の面積の割合によって求められます。焼失危険性を示す指標の一つで、不燃領域率 30% 程度以下の市街地が大規模な地震等で出火すればその焼失率は 80% を超えてきわめて危険な状況となり、一方不燃領域率 40% 以上に達すると市街地の焼失率が急激に低下して 20~25% 程度となるとされ、さらに不燃領域率が

60%を超えると焼失率はほぼゼロとなり延焼の危険性がほとんどなくなるとされています。

《施策の効果》

- ◆火災による人的被害の減少
- 延焼拡大の防止等による建物被害の減少と経済被害の抑制
- 迅速な応急活動の実施
- 拠点機能の確保

行動計画 9 身近な危険回避対策		
<p>ブロック塀の倒壊や看板の落下などのほか、ガラスの飛散やタンス・冷蔵庫の転倒による室内での被害も、過去の地震災害では人的被害の多くを占めています。</p> <p>そのため、屋内外における身近な危険回避対策を推進し、被害の軽減を図ります。</p>		
27	危険なブロック塀の改善・指導の実施	所管：まちづくり局
<p>平成9年から平成11年までの3年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約300件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。</p>		
目 標		危険なブロック塀等の改善・指導を実施していきます。
28	落下危険物の改善・指導の実施	所管：建設緑政局
<p>屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。</p>		
目 標		転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施していきます。
29	屋内収容物の地震対策の普及・促進	所管：健康福祉局 危機管理室
<p>阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物（家具、家電等）の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。</p> <p>※平成21年度実施の市民アンケートによると、「一部固定している」も含めた家具の固定率は42.9%です。</p>		
目 標		被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進するとともに、家具の固定率85%を目標に普及・啓発を推進します。

#### 《施策の効果》

- ◆ブロック塀、屋外広告物、家具等の対策による死者数の減少
- 通行障害の防止
- 早期の市民生活安定

#### 《市民・企業等との協働》

- ☆企業等は、屋外広告物（看板・サイン類）の落下防止に積極的に取り組んでください。
- ☆市民・企業等は、自ら所有するブロック塀等、又は設置する自動販売機等の転倒防止に努めてください。
- ☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。

<b>行動計画 10 交通障害の防止</b>		
大地震等の発生時における迅速な応急・復旧活動のため、緊急交通路・輸送道路の確保や、道路機能の保全に努めるほか、早期の市民生活の安定、都市復興をめざします。		
30	<b>道路機能の早期回復体制の整備</b>	所管：建設緑政局
	液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。	
	目 標	関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に努めます。
31	<b>応急復旧（占用）工事の効率化</b>	所管：建設緑政局
	大地震等の発生時における復旧工事に際し、工事箇所、時期等を占用事業者（ライフライン企業等）が相互に調整し、交通支障の軽減を図るとともに、復旧時間の短縮を図ります。	
	目 標	連絡体制を構築し、効率的な復旧が図られるよう、大地震等の発生時における占用工事の進め方について、占用事業者との意見調整を行っていきます。
32	<b>橋りょうの耐震化【No.12 再掲】</b>	所管：建設緑政局
	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて改訂された基準に基づき、緊急交通路や緊急輸送路など、防災上重要な道路等に架かる 124 橋りょうのうち、耐震化対象の 51 橋の耐震性の向上を図り、地震災害に強いまちづくりに努めます。 ※平成 22 年 12 月末現在、124 橋のうち 73 橋については、耐震対策を完了しています。 ※緊急輸送路上の「歩道橋」（90 橋）については、耐震対策を完了しています。	
	目 標	橋りょうについては、多くの施設が更新時期を迎えるため、橋りょう整備事業に基づく整備の推進を行い、引き続き、耐震対策に努めます。
33	<b>緊急輸送路・緊急交通路についての市民への周知徹底</b>	所管：建設緑政局
	神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識 33 基について、市民（道路利用者）への周知を図っていきます。	
	目 標	緊急輸送路・緊急交通路については、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知していきます。
34	<b>危険なブロック塀の改善・指導の実施【No.27 再掲】</b>	所管：まちづくり局
	平成 9 年から平成 11 年までの 3 年間で実施した、幅員 1.8m 以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約 300 件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。	
	目 標	危険なブロック塀等の改善・指導を実施していきます。
35	<b>落下危険物の改善・指導の実施【No.28 再掲】</b>	所管：建設緑政局
	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。	
	目 標	転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施していきます。
36	<b>川崎市宅地防災工事助成金制度の充実【No.16 再掲】</b>	所管：まちづくり局
	大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。	
	目 標	宅地造成等規制法に基づき、擁壁の改善等の宅地防災工事の助成を行い、老朽化した擁壁の倒壊等を防止します。

《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 道路閉塞・交通障害の防止
- 道路機能の保持
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 11 高層住宅対策		
近年の都市化に伴い増加する高層住宅は、エレベーターの停止や長周期地震動による特有の影響が想定されるため、それらの危険性を周知することにより、被害や生活支障の軽減を図ります。		
37	<b>エレベーターの早期復旧体制の構築</b>	所管：危機管理室
	大地震等の発生時には、エレベーターの停止による閉じ込めや高層階における移動困難等の被害が想定されることから、これらを早期に救助・復旧するための体制を構築していきます。	
	目 標	神奈川県等と連携し、(社)日本エレベーター協会等の関係団体との協定などにより、保守会社等による復旧体制の構築に努めます。
38	<b>高層住宅における地震被害特性の調査・啓発【No.63 再掲】</b>	所管：危機管理室
	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。 このため、国や学術機関等の研究を調査し、想定される危険性について市民への普及・啓発に努めます。	
	目 標	調査結果等に基づく情報を、市民等に提供し、その普及・啓発に努めます。
39	<b>緊急地震速報の活用【No.73 再掲】</b>	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。

《施策の効果》

- エレベーター閉じ込めの防止と早期復旧
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。
- ☆市民は、エレベーターやライフラインの停止に備え、飲料水や食料品等の買い置きに努めてください。

## 施策の柱 IV 臨海部等の安全対策

行動計画 12 コンビナート対策	
本市においては、臨海部に日本有数のコンビナートを擁しており、国・県・事業者が推進する防災対策のほか、本市独自の防災対策を推進することにより、被害の軽減を図ります。	
40	<p><b>石油コンビナート等における災害対応力の強化</b> <span style="float:right">所管：消防局</span></p> <p>石油コンビナート等特別防災区域での各種災害に対応した自衛防災組織及び共同防災組織との訓練を通じ、災害対応力の強化を図ります。</p> <p><b>目 標</b> 大地震等の発生時における災害に対応する自衛消防隊等消防力の運用を想定し、職員や部隊の派遣など、想定しうる状況での合同訓練により、コンビナート地域における災害対応力の向上に努めます。</p>
41	<p><b>長周期地震動に関する調査・啓発【No.62 再掲】</b> <span style="float:right">所管：危機管理室</span></p> <p>海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。</p> <p>平成 15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となったほか、平成 16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しています。</p> <p>長周期地震動については、海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においてもその影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果等を調査するとともに、これらと連携し、コンビナート地域の安全対策を促進します。</p> <p><b>目 標</b> 市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。</p>
42	<p><b>屋外タンクの耐震化対策の推進</b> <span style="float:right">所管：消防局</span></p> <p>旧基準で設置された屋外タンク（平成 22 年 12 月末現在 総数 733 基）の耐震改修を促進し、タンク下部の液状化対策も併せて実施することで、被害の軽減を図ります。</p> <p>タンク容量により異なりますが、平成 28 年度末までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き耐震改修の指導に努めます。</p> <p><b>【平成 22 年 12 月末現在の改修状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 10,000kℓ以上のタンク：全て改修済み</li> <li>※ 1,000kℓ以上 10,000kℓ未満のタンク：改修期限は平成 25 年 12 月末日、改修率は 82%</li> <li>※ 500kℓ以上 1,000kℓ未満のタンク：改修期限は平成 29 年 3 月末日、改修率は 37%</li> </ul> <p><b>目 標</b> 改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。</p>

### ＜施策の効果＞

- コンビナート火災等の抑制
- 危険物の流出抑制
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

### ＜市民・企業等との協働＞

☆企業等は、屋外タンクの耐震化とともに、各事業所への緊急地震速報の積極的な導入を進め、コンビナート被害を最小限に食い止めるための事前の対策に努めてください。

<b>行動計画 13 液状化対策</b>		
<p>阪神・淡路大震災をはじめ、過去の大地震等の発生時においては、液状化による道路被害や、埋設物（マンホールなど）の浮き上がりによる交通障害などが多く確認されています。</p> <p>臨海部を擁する本市においても、その危険性があることから、道路機能の保全等のため、液状化対策を推進していきます。</p>		
43	<b>マンホール等埋設物の浮き上がり防止の推進</b>	所管：上下水道局
	マンホール等の更新・埋設工事の際に、下水道工事標準仕様書に埋戻しの施工方法について規定し、工事の監督業務を通じて、大地震等の発生時における陥没、マンホール・管路の浮き上がりを防止する対策を図るよう、徹底していきます。	
	目 標	下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、マンホール等埋設物の浮き上がり防止を推進します。
44	<b>道路機能の早期回復体制の整備【No.30 再掲】</b>	所管：建設緑政局
	液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。	
	目 標	関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に努めます。
45	<b>港湾施設の耐震化【No.13 再掲】</b>	所管：港湾局
	港湾計画に基づき、避難あるいは応急復旧時の物資搬入の基地として、千鳥町7号係船棧橋の耐震補強や、耐震強化岸壁である東扇島コンテナ2号岸壁を整備することで大地震等の発生後も広域的な物流を確保するとともに、市民生活や経済活動を支えています。	
	また、川崎市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルについては、トンネル本体の液状化対策が完了し、引き続き本体のせん断補強や換気棟補修等の耐震化を推進します。	
	目 標	公共ふ頭の耐震化を図るとともに、災害時における川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策を実施します。

《施策の効果》

- 施設損傷による経済被害の抑制
- 迅速な応急活動の実施
- 道路機能の保持
- 早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、地盤の液状化対策等を進め、被害の軽減に努めてください。

## 目標2 地域防災力の向上《被害軽減を促進するための防災力の向上》

### 施策の柱 V 地域における防災環境の整備

行動計画 14 地域防災力・活動実効力の向上		
自主防災組織の活動を支援するほか、活動根拠となる要綱や規約の整備促進、地域の危険箇所の把握、災害図上訓練の実施などを行い、地域防災力の向上をめざします。		
46	<b>自主防災組織等の活動に対する助成制度の推進</b>	所管：危機管理室
自主防災組織による防災訓練や啓発活動を奨励し、さらには活動の活性化、地域防災力の向上に資するための助成制度の活用を推進します。 ※平成22年12月末現在の自主防災組織結成数は、699組織です。		
目 標	助成制度の活用を推進し、地域防災力の向上に努めます。	
47	<b>自主防災組織の防災資器材の整備に対する助成制度の推進</b>	所管：危機管理室
災害発生初期段階における人命の救出救助活動や初期消火活動は、地域住民の力によるところが大きいため、地域が資器材を十分に保有するための助成制度の活用を推進します。		
目 標	助成制度の活用を推進し、地域防災力の向上に努めます。	
48	<b>住民（自主防災組織）によるハザードマップの作成及び訓練の実施</b>	所管：危機管理室
地域の危険箇所等を表示したハザードマップを、地域住民の手で作成してもらうよう手順をマニュアル化し、自主防災組織等に働きかけていくとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施します。		
目 標	作成手順をマニュアル化し、ハザードマップ作成の普及・促進を図るとともに、作成に併せて訓練を実施していきます。	
49	<b>防災訓練の効果的な推進</b>	所管：危機管理室 各区役所 消防局
防災訓練は、地域防災の観点から重要な位置付けであることから、継続して効果的な訓練を実施していきます。		
目 標	住民の訓練参加を促し、防災訓練参加者の増加に努めます。	
50	<b>学生等を交えた防災訓練の実施【No.66 再掲】</b>	所管：各区役所 危機管理室
大地震等の発生時におけるマンパワーの必要性を鑑み、中学生以上による実動訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の学生等を交えた防災訓練を推進していきます。		
目 標	市総合防災訓練における学生等の訓練参加・防災体験を促していきます。	
51	<b>大規模施設における防災体制の強化</b>	所管：消防局
大地震等の発生に備え、不特定多数の者が利用する大規模な防火対象物の自衛防災体制を強化するため、防災管理者の資格取得及び自衛消防組織の設置を推進します。		
目 標	防災管理者講習会を開催していくとともに自衛消防業務講習の情報を関係者に提供し、受講等を指導することで、大規模施設における防災体制の強化を図ります。	
52	<b>災害図上訓練（DIG）の推進</b>	所管：各区役所 危機管理室
楽しみながら参加でき、かつ、自らの地域を題材として実施することができる、災害図上訓練の導入を推進します。		
目 標	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練に必要な研修メニューの導入を検討し、災害対応力の向上に努めます。	

53	<b>町内会・自治会会館の耐震化</b>	所管：市民・こども局
	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、旧耐震基準で建設された木造の会館（96棟）に対し、耐震診断士の派遣による耐震診断や耐震改修費補助などの支援を行い、施設の耐震化を図ります。	
	目 標	町内会・自治会会館への耐震診断士の派遣を行うとともに、耐震診断結果により、改修が必要となった会館の改修を促進します。
54	<b>緊急地震速報の活用【No.73再掲】</b>	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。

《施策の効果》

- 自主防災活動の促進
- 地域における災害対応力の向上

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地域・事業所における実践訓練や図上訓練を積極的、継続的に行い、災害のイメージを認識するとともに、災害対応力の向上に努めてください。
- ☆市民・企業等は、それぞれの訓練を実施するほか、相互に連携し、地域と企業・事業所が一体となった訓練を実施し、地域防災力の向上に努めてください。

## 行動計画 15 企業防災の促進

大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や、業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図るため、市内企業に対して事業継続計画（BCP）の早期策定を働きかけていきます。

55	<b>事業継続計画（BCP）の策定・促進</b>	所管：経済労働局 危機管理室
	<p>大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図り、もって経済被害の減少につなげるため、あらゆる機会を利用し、市内企業に対してBCPの早期策定を働きかけていきます。</p> <p>※内閣府が平成 21 年 2～3 月に実施した調査では、BCP 策定済みの企業は 18.4% となっています。</p>	
	<b>目 標</b>	川崎商工会議所等経済団体と協力するなどして、企業のBCP策定推進に向けた普及・啓発を引き続き行うとともに、BCP策定のための支援を行います。
56	<b>緊急地震速報の活用【No.73 再掲】</b>	所管：危機管理室
	<p>気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。</p>	
	<b>目 標</b>	<p>市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。</p> <p>また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。</p>

### 《施策の効果》

- 事業停止による間接的な経済被害の抑制

### 《市民・企業等との協働》

☆企業等は、大規模災害時における事業損失を最小限に抑制するため、BCPの策定や、事業所の安全対策を実施してください。

## 施策の柱 VI 企業等との連携強化

行動計画 16 企業との連携		
<p>企業の防災活動には、事業所における従業員や顧客の安全確保、事業活動の維持や社会活動の安定、地域防災活動への貢献などの役割が期待されます。</p> <p>また、協定等による本市が行う応急活動への協力など、市民生活への直接的な影響も考えられることから、企業との連携のための施策を推進します。</p>		
57	<p><b>企業が持つ防災資源の提供や企業による人的支援の協力体制の推進</b></p> <p>大地震等の発生時における初期活動への支援や、一時避難場所としての敷地提供等のほか、平時における防災活動への協力などについて、企業に働きかけを行います。</p> <p><b>目 標</b> 防災協力連絡会を通じて事業所の協力を求めていくほか、防災協力事業所の登録を促進します。</p>	所管：危機管理室
58	<p><b>災害時応援協定等の充実</b></p> <p>川崎市が締結している災害時の応援協定等（平成 22 年 12 月末現在の総数 189 件）が有効に機能するか、訓練等を通じて実効性を検証し、必要に応じて協定内容の見直しを行います。</p> <p><b>目 標</b> 各種訓練を通じて災害時応援協定等の実効性を検証し、必要に応じて内容の見直しを行い、災害時応援協定等の充実を図ります。</p>	所管：危機管理室 関係局
59	<p><b>地域防災力の充実・強化</b></p> <p>大地震等の発生時には、同時多発的に火災が発生し、また広範囲化する恐れがあることから、公設消防力のみを想定した初動対応では消防力等が不足する恐れがあります。</p> <p>さらに、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害を見ても、迅速な初期消火により延焼拡大をくい止める奏功事例も多数あることから、地元企業の持つ消防力との連携を強化する等して地域防災力を向上します。</p> <p><b>目 標</b> 大地震等の発生時における事業所火災の防止のみならず、近隣の火災に対しても、応急消火義務者若しくは協力義務者として、初期消火や延焼防止に即時に対応できるよう指導し、各事業所が保有する消防力（人や機材）を有効活用して、地域防災力の向上に努めます。</p>	所管：危機管理室 関係局

### 《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 地域における災害対応力の向上

### 《市民・企業等との協働》

☆企業等は、自らの安全を確保した上で、行政、地域住民と共に災害対応を行えるよう、体制の構築に努めてください。

## 行動計画 17 ボランティアとの連携

大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、各地からの多くのボランティアが活動することが想定されます。

これらのボランティアと効果的に連携し、早期の復旧・復興につなげるための施策を推進します。

60	<b>専門性の高い市民ボランティアの確保</b>	所管：危機管理室 関係局
	大地震等の発生時の応急活動に役立つ資格や技能を持った専門性の高い人材を把握し、登録することによって、発災直後の混乱期から機能的に活動できるよう体制を整備していきます。	
	<b>目 標</b>	専門性の高い市民ボランティアの人材確保に努めるとともに、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築し、訓練等による検証を通じて、実効性を高めていきます。
61	<b>ボランティアとの連携体制の構築</b>	所管：危機管理室 市民・こども局
	大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、遠隔地からの多くのボランティアが活動することが想定されるので、その受入れ体制と連携体制を構築します。 ※川崎市、川崎市社会福祉協議会、公益財団法人かわさき市民活動センターで災害ボランティアセンター立ち上げに関する協定を締結しています。	
	<b>目 標</b>	毎年の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練により、体制を維持していきます。

### 《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 地域における災害対応力の向上
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

### 《市民・企業等との協働》

☆災害の発生時に役に立つ技能等を持つ市民等は、大規模災害時に積極的に対応できるよう、防災インストラクターや専門ボランティアへの登録に努めてください。

## 施策の柱 VII 防災意識の醸成

行動計画 18 地震防災に関する調査・研究の実施		
市民・企業・行政がそれぞれの役割に基づいた震災対策を、計画的かつ効果的に進めるため、防災力の向上に向けた基盤を築くための動機付けにつながる調査・研究を推進します。		
62	長周期地震動に関する調査・啓発	所管：危機管理室
	<p>海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。</p> <p>平成 15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となったほか、平成 16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しています。</p> <p>長周期地震動については、海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においてもその影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果等を調査するとともに、これらと連携し、コンビナート地域の安全対策を促進します。</p>	
	目 標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。
63	高層住宅における地震被害特性の調査・啓発	所管：危機管理室
	<p>年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。</p> <p>このため、国や学術機関等の研究を調査し、想定される危険性について市民への普及・啓発に努めます。</p>	
	目 標	調査結果等に基づく情報を、市民等に提供し、その普及・啓発に努めます。
64	既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究	所管：危機管理室 まちづくり局
	<p>自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。</p>	
	目 標	既存制度の効果的な利用促進等を図るとともに、既存不適格建物の耐震化に向けた取組を進めます。

### 《施策の効果》

- 市民・企業における防災意識の向上

## 行動計画 19 防災教育活動の推進

学校教育の各段階において、地震に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、副読本（パンフレット）や実践的な訓練による防災教育を推進します。

65	<b>防災教育用テキストの活用</b>	所管：教育委員会
	各学校に防災学習テキストを配付し、教育機関における防災教育を推進します。 (幼稚園・小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生・高校生用)	
	目 標	防災学習テキストの見直しと修正を図るとともに、各学校は避難訓練に併せて防災教育を実施し、防災意識の向上に努めます。
66	<b>学生等を交えた防災訓練の実施</b>	所管：各区役所 危機管理室
	大地震等の発生時におけるマンパワーの必要性を鑑み、中学生以上による実動訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の学生等を交えた防災訓練を推進していきます。	
	目 標	市総合防災訓練における学生等の訓練参加・防災体験を促していきます。

### 《施策の効果》

- ◆児童・生徒や教員の安全確保

### 《市民・企業等との協働》

☆市民は、学校における防災教育だけでなく、家庭や地域においても防災教育の推進に努めてください。

行動計画 20 防災研修環境の整備		
地域住民が自助及び共助について学び、地域における災害対応力を高めていくため、防災研修環境を整備します。		
67	<b>市民等への防災啓発の推進</b>	所管：危機管理室
	<p>家庭・地域における防災対策についてまとめた、本市独自の防災啓発冊子を継続的に発行し、自助・共助の促進を図るとともに、防災に関する資料を収集・整理した「ぼうさいライブラリー」の利用を促進します。</p> <p>また、「川崎市の災害」に関する各種データを整理し、防災教育メディアとしての活用を検討していきます。</p> <p>※平成18年度に防災啓発冊子「備える。かわさき」を全戸配布し、以降、転入者向けに配布しています。</p>	
	目 標	防災啓発冊子の配布を引き続き行うとともに、「ぼうさいライブラリー」の利用を促進します。
68	<b>リスクコミュニケーション<sup>(*)</sup>の普及・促進</b>	所管：危機管理室
	<p>地域住民が自らの地域の危険度を認識し、情報を共有することにより、自助・共助の理念の普及と地域防災力の向上を図ります。</p>	
	目 標	災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成を通して、リスクコミュニケーションの手法を整理するとともに、広く周知し、地域やコミュニティレベルでの情報の共有を促進していきます。
69	<b>災害図上訓練（DIG）の推進【No.52 再掲】</b>	所管：各区役所 危機管理室
	<p>楽しみながら参加でき、かつ、自らの地域を題材として実施することができる、災害図上訓練の導入を推進します。</p>	
	目 標	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練に必要な研修メニューの導入を検討し、災害対応力の向上に努めます。

(\*)リスクコミュニケーションとは、社会を取り巻くリスク（ある行動に伴って（あるいは行動しないことによって）、危険に遭う可能性や損をする可能性を意味する概念）に関する正確な情報を、市民、企業、行政などの関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図るものです。

《施策の効果》

- ◆自助努力の促進・共助体制の構築による人的被害の減少
- 防災意識の向上と地域防災体制の強化

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、市から発行される防災啓発冊子や、広報誌における防災情報を注視し、自身の防災意識の向上に努めてください。
- ☆市民・企業等は、市から発信される情報だけでなく、普段から、訓練への参加や、様々な防災関係情報を取得し、防災力の向上に努めてください。

### 目標3 市民生活の安定と都市復興《震災からの回復力の向上》

#### 施策の柱Ⅷ 行政機能の保持

行動計画21 行政の業務継続力の向上		
大地震等の発生時における行政機能の保持、早期回復をめざすため、本市の業務継続計画を策定・推進し、初動体制・応急体制の強化を図ります。		
70	業務継続計画の策定・充実	所管：危機管理室 全局（室）区
	大地震等の発生時において、限られた資源を必要な業務に配分するなどの必要な措置を講じ、行政機能の早期回復、保持を図るため、業務継続計画を策定します。また、業務継続計画に基づいた所管業務訓練等を通じて、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。	
	目 標	業務継続計画を策定するとともに、各種訓練の実施結果等による検証を踏まえ、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。
71	図上訓練等による危機管理体制の強化	所管：危機管理室
	中央防災会議が公表した18タイプの想定地震等で想定される危機に対し、図上訓練等を実施し、危機管理体制の強化に努めます。	
	目 標	九都県市合同の防災訓練・図上訓練等を通じて、危機管理体制の強化に努めます。
72	初動対応の整備による危機管理体制の強化・充実	所管：危機管理室 各区役所
	大地震等の突発的な災害・危機事象発生に対する初動対応、災害対策本部設置等の迅速化を図るため、当直体制の見直しとともに、全庁的な初動体制の強化を図ります。	
	目 標	災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確な対応を実施できるよう、新たな初動体制を確立します。
73	緊急地震速報の活用	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。

#### 《施策の効果》

- 迅速な初動（指揮）体制の構築
- 迅速な応急活動の実施

<b>行動計画 22 情報収集処理・広報の強化・運用</b>		
大地震等の発生時における情報収集及び提供体制を整備し、正確な情報に基づく、災害発生直後からの応急活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、より迅速で正確に多くの市民等に必要な情報が伝わるような手段、手法を確立します。		
74	<b>総合防災情報システムの運用</b>	所管：危機管理室
総合防災情報システムの運用により、通報情報、対応状況、被害情報等の一元管理と共有により、的確な応急活動を実施します。		
目 標	総合防災情報システム及び関連システムの安定的かつ円滑な運用を図ります。また、J-ALERTやエリアメールなどの他のシステム、外部の機関等とのデータ連携機能を強化します。	
75	<b>災害情報カメラの整備・運用</b>	所管：危機管理室
市内の災害状況を正確・迅速に把握し、情報の共有化と的確な応急活動の意思決定を支援するため、災害情報カメラの整備を行います。		
目 標	第3庁舎災害情報カメラの更新及び井田病院災害情報カメラの新設に向け取り組んでいきます。	
76	<b>安否確認システムの運用</b>	所管：危機管理室
大地震等の発生時に、相互に安否確認がとれない市民のために、総合防災情報システムの安否情報検索機能の利用について周知していきます。		
目 標	市ホームページ、チラシ等で市民への広報を実施し、利用を促進します。	
77	<b>防災情報ポータルサイトの運用</b>	所管：危機管理室
市民が必要とする情報を適時に提供できるよう、総合防災情報システムの防災情報ポータルサイトにおいて、防災情報、気象情報、災害情報及び啓発広報等を発信していきます。		
目 標	市ホームページ、チラシ等で市民への広報を実施し、利用を促進します。	
78	<b>災害時における広報の充実</b>	所管：危機管理室 シティセールス・広報室 関係局
大地震等の発生時においては、市民に対して的確な情報提供が不可欠であり、平時から対応しておく必要があるため、本市が発表する様々な災害情報を、迅速かつ効果的に、より多くの市民等に伝わるよう努めます。		
目 標	地域防災計画に定められる広報の方法について、災害時に適切に広報できるよう充実を図ります。	
79	<b>区における災害時の情報収集、整理の充実・強化</b>	所管：危機管理室 各区役所
総合防災情報システムを活用する等迅速な情報収集、整理等ができるよう、訓練等を通じて検証し、所要の見直しを行います。		
目 標	区における災害発生後の情報収集、整理のあり方について、必要に応じて見直しを図り、区本部機能の充実・強化を図ります。	
80	<b>医療機関等との情報伝達体制の整備</b>	所管：危機管理室
大地震等の発生時には、有線電話・携帯電話回線の輻輳が予想され、正確かつ迅速な情報伝達ができない可能性があるため、災害時医療拠点施設（6施設）に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備に向けて取り組んでいきます。 ※平成19年度に、市立病院（川崎・井田・多摩）へデジタル移動系防災行政無線を配備しました。（災害時医療拠点施設には、市立川崎病院、市立多摩病院が指定されています。）		
目 標	機器の設置が完了していない災害時医療拠点施設に対してデジタル移動系防災行政無線を配備し、情報伝達体制の強化を図ります。	

81	<b>同報系防災行政無線の再整備</b>	所管：危機管理室
	避難所等に集まった市民に対し、災害情報などを迅速・確実に伝達するため、同報系防災行政無線のデジタル化・再整備を行います。	
	目 標	同報系防災行政無線のデジタル化・再整備に向けた設計を行うとともに、J-ALERTや各種情報通信システムとの連携を推進します。
82	<b>総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化</b>	所管：危機管理室
	映像、データ等の伝達については、情報通信技術を活用した総合防災情報システムの利用に移行し、現行のデジタル移動系については、音声及びファックスの伝達に活用していきます。	
	目 標	区本部と各避難所との間で円滑な情報交換を行うため、総合防災情報システムは映像やデータ転送、デジタル移動系防災行政無線は音声及びファックスの伝達と、それぞれの役割を分担して活用します。
83	<b>防災行政無線の電波や音声の伝達状況の把握と改善</b>	所管：危機管理室
	大地震等の発生時に重要な情報連絡手段である防災行政無線は、機器設置後の環境変化により電波伝搬状況が変化しており、電波や音声が届きにくい場所が生じているため、情報伝達代替手段として、電子メール、ホームページ、かわさきエフエム、TVK（テレビ神奈川）、ケーブルテレビ等を活用しており、さらに、新たな情報伝達手段として、エリアメール、防災ラジオ等の活用を検討します。 また、次期デジタル移動系防災行政無線を導入する際には、電波伝搬調査を行い、適切なシステム選定や中継局の設置等を行います。	
	目 標	電子メール、ホームページ、かわさきエフエム、TVK（テレビ神奈川）、ケーブルテレビ等を活用した情報伝達を継続するとともに、新たな情報伝達手段であるエリアメールを導入します。
84	<b>各種メディアの活用の推進</b>	所管：危機管理室
	平常時における防災啓発や、大地震等の発生時の即時的情報発信手段として、「かわさきエフエム」をはじめ、各種メディアの活用を推進していきます。	
	目 標	ケーブルテレビや地域ポータルサイト等へのデータ連携の働きかけを行い、条件の整った機関と順次協定を締結するなど、各種メディアの活用を推進していきます。
85	<b>生活関連情報の収集体制及び提供体制の整備</b>	所管：危機管理室 シティセールス・広報室 関係局
	災害対策本部が収集した災害関連情報、あるいは災害時における行政窓口等の案内について、大地震等の発生から一定時間がたった後に市民が必要とする生活関連情報の収集とその情報提供体制を整備します。	
	目 標	市民が必要とする情報を選定し、各種情報を保有する関係局と連携した情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて、体制を強化していきます。

《施策の効果》

- 情報空白期の解消
- 迅速な情報集約による初動期の混乱防止
- 的確な応急活動の指示と配分
- 正確な広報による市民生活の混乱防止と早期安定

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、災害時において市から発信される情報に注意し、流言等による混乱防止に努めてください。
- ☆市民・企業等は、正確な情報に基づく行動に努めてください。

## 施策の柱 IX 医療救護体制の整備

行動計画 23 医療救護体制の強化・運用		
<p>大地震等の発生時における多数の負傷者に対し、適切かつ必要な処置を行うための体制を強化します。</p> <p>また、多くの市民が応急手当法を習得することにより、軽傷者の手当て、症状悪化の防止などにより、救護所や医療機関の負担を軽減し、医療救護活動の適正運用を図ります。</p>		
86	<p>応急手当方法の普及・促進</p>	<p>所管：危機管理室 各区役所 消防局</p>
<p>大地震等の発生時の応急救護に役立ち、かつ平常時においても活用できる「火傷の手当て、切り傷等の止血方法、骨折部位の固定方法、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法」など、市民等が応急手当方法を習得するための講習を推進していきます。</p>		
目 標	<p>各種防災訓練や救命講習会等を通じて、大地震等の発生時における応急手当に関する技能の普及をめざします。</p>	
87	<p>医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係団体との医療救護に関する連携の強化</p>	<p>所管：健康福祉局 各区役所 消防局</p>
<p>大地震等の発生時における時間経過による医療分野の需要と供給体制について、医療救護マニュアルに基づく訓練等を実施し、連携を強化します。</p> <p>また、健康福祉局・各区が設置する医療救護所での救護活動が的確に行われるよう、医師会等との協議を行い、トリアージ（傷病者重傷度緊急度判定）体制を強化します。</p>		
目 標	<p>訓練等による検証や情報交換を医療関係団体と継続的に行い、必要に応じて見直しを行うなど、医療救護体制やトリアージ体制の強化に努めます。</p>	
88	<p>救急車以外の負傷者等搬送体制の整備</p>	<p>所管：危機管理室 健康福祉局</p>
<p>大地震等の発生時には、災害現場から医療機関までの負傷者等搬送の人員・機材（車両）が不足することが予想されます。</p> <p>そこで、各機関の応援部隊（自衛隊・海上保安庁・警察・他都市等）が所有するヘリコプター等や民間救急車の効果的な運用、市公用車の活用（緊急通行車両事前届出制度の有効活用）などによる重篤患者及び透析患者の後方搬送体制の整備について具体化を図ります。</p>		
目 標	<p>救急車以外の負傷者等搬送体制の整備をめざし、関係機関等と連携して具体的な対応策について協議を進めていきます。</p>	

### 《施策の効果》

- 救護活動の遅滞による人的被害の拡大防止
- 適正な医療配分

### 《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、積極的に応急手当法を習得し、災害時においても応急処置や軽傷程度の手当てができるように努めてください。

## 施策の柱 X 避難対策の推進

行動計画 24 応急危険度判定体制の整備		
大地震等が発生した場合、多くの建物被害や宅地擁壁の被害が発生することが予想され、これらの継続使用可否を迅速に判断する必要があることから、危険度判定体制を整備・強化します。		
89	応急危険度判定体制の運用	所管：まちづくり局
	民間の判定士の協力による民間建築物の応急危険度判定活動、及び行政の判定士による重要建築物及び公共建築物の応急危険度判定活動が行われるよう体制を整備していきます。	
	目 標	判定士のための訓練、講習会を継続して行い、応急危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持していきます。
90	被災宅地危険度判定体制の整備	所管：まちづくり局
	大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定体制を整備します。 ※平成 22 年 12 月末現在の判定士登録者は 100 人です。	
	目 標	神奈川県のカ被災宅地危険度判定制度に基づき、本市の養成目標人数である被災宅地危険度判定士 102 名の確保をめざします。
<p>《施策の効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険度判定遅延による二次被害の防止</li> <li>○早期の市民生活安定</li> </ul>		

<b>行動計画 25 空地・避難路の確保</b>		
<p>大地震等の発生時に、生命に危険が及ぶ事態になった場合には、住民は速やかな避難行動を行う必要があります。</p> <p>避難者を安全かつ円滑に避難させ、さらに、迅速な応急活動を実施するため、空地、公園緑地等を確保し、一時避難場所や活動拠点として活用します。</p>		
91	<b>民間再開発の誘導による公開空地の確保</b>	所管：まちづくり局
<p>工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に合わせて事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。</p>		
目 標	民間再開発事業者等と協議・調整を進め、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成や公開空地の確保に努めます。	
92	<b>市民防災農地の確保</b>	所管：経済労働局
<p>大地震等の発生時に市民の一時避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場等として利用し、市民の安全確保と円滑な復旧活動のため、農地を市民防災農地として登録します。 ※平成 22 年 12 月末現在、477 箇所、75.9ha（市内全農地の約 10%）の市民防災農地を登録しています。</p>		
目 標	市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上の水準を維持していきます。	
93	<b>公園緑地の整備推進【No.26 再掲】</b>	所管：建設緑政局 危機管理室 総合企画局
<p>大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。</p>		
目 標	富士見周辺地区、等々力緑地、生田緑地の 3 大公園に対し、災害時の広域避難場所としての機能を高めるとともに、一時避難場所となる身近な公園等に対し、延焼防止などの観点から、緑化を推進していきます。	
94	<b>緊急輸送路・緊急交通路についての市民への周知徹底【No.33 再掲】</b>	所管：建設緑政局
<p>神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識 33 基について、市民（道路利用者）への周知を図っていきます。</p>		
目 標	緊急輸送路・緊急交通路については、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知していきます。	
95	<b>利用可能な空地等の実態把握と一元管理</b>	所管：危機管理室
<p>大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。</p>		
目 標	公有地の現況を常に把握、管理し、効率的に活用できるよう努めます。	

《施策の効果》

- 迅速な応急作業の実施
- 安全な避難行動
- 衛生環境の保全
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

<b>行動計画 26 避難収容対策の推進</b>		
大地震等の発生時には、家屋の被害をはじめ、周辺の火災などにより、自宅からの避難が必要になることが想定されることから、多数の避難者を収容するための施設等を確保します。		
96	<b>市立学校の耐震化【No.4 再掲】</b>	所管：教育委員会
<p>市立小中学校 164 校（536 棟）のうち、耐震診断の結果、耐震補強で十分な効果が得られると判断された 86 校（179 棟）については、既に工事を完了しています。</p> <p>今後は、耐震補強だけでは十分な効果が得られないと判断された小中学校のうち、未完了の 11 校（20 棟）について、改築又は大規模改修の手法により耐震化を進めます。</p> <p>また、市立高等学校は 1 校（5 棟）の、特別支援学校は 1 校（1 棟）の耐震化を進めます。</p> <p>※平成 22 年 12 月末現在の市立学校の耐震化率は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 95.1% （329 棟／346 棟）</li> <li>・中学校 98.4% （187 棟／190 棟）</li> <li>・高等学校 79.2% （19 棟／24 棟）</li> <li>・特別支援学校 88.9% （8 棟／9 棟）</li> </ul>		
	目 標	改築又は大規模改修により、学校施設の耐震化を図ります。
97	<b>市立病院の耐震化【No.6 再掲】</b>	所管：病院局
<p>市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震（免震）構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、早急な対策を必要としています。</p> <p>このため、平成 21 年 8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しています。</p>		
	目 標	平成 26 年の全面開院に向け、老朽化した市立井田病院の再編整備を行います。
98	<b>社会福祉施設の耐震化【No.7 再掲】</b>	所管：健康福祉局 市民・こども局 関係局
<p>社会福祉施設である老人いこいの家（49 棟）は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。</p> <p>※浜町老人いこいの家については、平成 22 年度に実施する耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて耐震補強工事を実施します。</p> <p>また、児童厚生施設であるこども文化センター（58 施設）は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。</p> <p>※菅生こども文化センターについては、平成 22 年度に建替え工事を完了します。</p> <p>また、民間の社会福祉施設の耐震化についての検討も併せて進めます。</p>		
	目 標	野川老人いこいの家については、平成 23 年度に耐震補強工事を実施します。また、玉川こども文化センターの建替え及び日進町こども文化センターの再整備を推進します。
99	<b>競輪場の耐震化【No.8 再掲】</b>	所管：経済労働局
<p>広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。</p>		
	目 標	川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。

100	<b>災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保【No.109 再掲】</b>	所管：健康福祉局 各区役所
	<p>大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。</p> <p>また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。</p>	
	<p><b>目 標</b></p> <p>大地震等の発生時の福祉施設と周辺地域住民の共助体制の強化をめざし、高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及び運営計画を策定、並びに地域における訓練への福祉施設の積極参加を促進していきます。</p> <p>また、市内透析施設に対し、災害時対策の実態調査を行うとともに、災害時には速やかな被害状況の把握に努め、外部機関との連携を強化し、透析患者や団体への支援情報の情報提供体制を整備します。</p>	
101	<b>利用可能な空地等の実態把握と一元管理【No.95 再掲】</b>	所管：危機管理室
	<p>大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。</p>	
	<p><b>目 標</b></p> <p>公有地の現況を常に把握、管理し、効率的に活用できるよう努めます。</p>	
102	<b>避難所補完施設等の確保</b>	所管：危機管理室
	<p>市立学校等の避難所以外の補完施設の確保を目的として、補完施設となりうる施設等について調査・把握し、大地震等の発生時にも活用できるよう、関係機関（私立学校、大学、民間企業等）と調整していきます。</p>	
	<p><b>目 標</b></p> <p>私立学校、大学、民間企業などの施設を活用できるよう、協定の締結を推進するとともに、町内会館や公園の使用について関係団体等と協議し、補完施設等の確保に努めます。</p>	

《施策の効果》

- 避難者の負担軽減と避難所の環境保全
- 生活衛生環境の保全
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

## 行動計画 27 津波・土砂災害避難対策等の推進

海域で地震が発生した場合、揺れによる被害のほか、津波の発生により広範囲にわたって甚大な被害をもたらす可能性があります。

国の中央防災会議では、東京湾岸における津波の最大高は 50cm 程度と予想していますが、本市においては、工業地帯を中心に東京湾の北部に面し、さらに、水路や運河が複雑に入り組んでいる状況であるため、津波の遡上による被害が発生する可能性を考慮しておく必要があります。

このほか、市中部から北部にかけては、丘陵の地形を残す地域が多く存在し、地すべりや崖の崩落など、揺れによる地盤災害も検討する必要があります。

103	<b>津波避難対策の推進</b>	所管：危機管理室
	大地震等の発生による津波の被害を軽減するため、避難対策を推進していきます。	
	目 標	津波の影響が想定される地域に対し、危険度や津波注意報や警報が発令された場合の対応について周知していきます。
104	<b>土砂災害警戒区域避難対策の推進</b>	所管：まちづくり局 危機管理室
	神奈川県が指定した土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性を周知するとともに、避難対策を進めていきます。 ※平成 21 年度：高津区（94 箇所）、多摩区（162 箇所）で土砂災害警戒区域を指定。 平成 22 年度：宮前区及び麻生区で土砂災害警戒区域の指定を予定。 平成 23 年度：幸区及び中原区で土砂災害警戒区域の指定を予定。	
	目 標	土砂災害ハザードマップを作成し、対象地域に周知していきます。

### 《施策の効果》

- ◆津波による人的被害の減少
- ◆土砂災害による人的被害の減少

### 《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地震津波に対して適切な避難行動がとれるよう、津波に関する知識を向上するよう努めてください。
- ☆企業等は、事業所の安全対策、従業員の安全確保に努めてください。

行動計画 28 避難所運営体制の整備		
自主防災組織や地域コミュニティ等が連携した、避難者に配慮した避難所の運営体制を確立します。		
105	避難所運営会議の活動・促進	所管：各区役所 危機管理室
	各避難所に設置されている避難所運営会議に対し、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営に努めていきます。	
	目 標	全ての避難所において年 1 回以上の避難所運営会議の開催をめざし、活動の促進を図ります。
106	避難所運営マニュアルの充実・強化	所管：各区役所 危機管理室
	避難所運営マニュアルの検証及び見直しを実施し、大地震等の発生時における避難所の運営の安定化を図ります。	
	目 標	現行マニュアルの検証及び検証結果に基づく見直しや運営会議独自のマニュアルの作成を促進します。

《施策の効果》

- 避難所の環境保全
- 避難者の負担軽減

《市民・企業等との協働》

- ☆市民は、避難所の運営が被災者も含めた地域住民主体で行われるよう努めてください。
- ☆市民は、避難所におけるルール作りを早急に行い、秩序の保持に努めてください。

## 行動計画 29 帰宅困難者対策の推進

首都圏で発生する大地震等では、交通機関の停止による混乱のほか、多数の帰宅困難者の発生が懸念されており、一斉に徒歩帰宅を行うと、道路等の通行支障を来すばかりでなく、思わぬ二次被害を招く恐れがあることから、企業等の協力を得て、広域的な帰宅困難者対策を推進していきます。

### 107 帰宅困難者対策の推進

所管：危機管理室

九都県市及び四県市で実施する帰宅困難者対策を推進するとともに、「むやみに移動を開始しない」運動の普及や対策について推進していきます。

また、関係機関と連携して帰宅困難者支援体制の整備に努めていくとともに、訓練を通じて関係機関との連携を強化していきます。

※九都県市では、徒歩帰宅者に対する水道水やトイレの提供等を行う「災害時帰宅支援ステーション」として、コンビニエンスストアやファーストフード店などの事業者（平成 22 年 12 月末現在 18 事業者）と協定を締結しています。また、四県市でも同じくガソリンスタンド（神奈川県石油業協同組合）及び神奈川県内の自動車販売店と協定を締結しています。

#### 目 標

災害発生時における一斉帰宅行動抑制の協力等、市内企業との取組を強化するほか、九都県市及び四県市連携による対策を推進します。

#### 《施策の効果》

- 災害初期における混乱の防止
- 段階的かつ適時の帰宅支援

#### 《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地震情報や交通情報などについて、正確な情報の入手に努めてください。
- ☆市民・企業等は、交通が停止した場合においても、むやみに移動を開始しないよう努めてください。
- ☆市民・企業等は、日頃から家族や従業員との連絡方法を定め、安否確認が速やかに行えるよう努めてください。

## 施策の柱 X I 災害時要援護者対策の推進

行動計画 30 災害時要援護者対策の推進		
災害時要援護者の対応には行政のみならず、地域や関係団体の協力が不可欠であることから、共助体制を構築するとともに、避難施設のあり方、避難支援対策等を推進します。		
108	災害時要援護者避難支援制度の充実	所管：健康福祉局 危機管理室 各区役所
大地震等の発生時において、支援が必要な方からの登録の促進と、町内会・自治会、自主防災組織等の支援組織における支援体制を維持していきます。		
目 標	新たに要援護者となる可能性のある方への制度周知を図るほか、支援組織による主体的な訓練等を通じて、支援体制のより一層の充実化を図ります。	
109	災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保	所管：健康福祉局 各区役所
大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。		
また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。		
目 標	大地震等の発生時の福祉施設と周辺地域住民の共助体制の強化をめざし、高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及び運営計画を策定、並びに地域における訓練への福祉施設の積極参加を促進していきます。	
また、市内透析施設に対し、災害時対策の実態調査を行うとともに、災害時には速やかな被害状況の把握に努め、外部機関との連携を強化し、透析患者や団体への支援情報の情報提供体制を整備します。		

### 《施策の効果》

- 災害時要援護者支援の充実
- 避難による災害時要援護者の負担の軽減

### 《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、災害時要援護者に最大限配慮した支援体制を構築してください。

## 施策の柱 X II 生活安定対策の推進

行動計画 31 生活環境の確保		
上下水道の機能支障、また大量の廃棄物による生活衛生環境の悪化を、災害初期から低減するとともに、早期からの住居の確保、メンタルヘルスケアにより、被災者の肉体的・精神的な負担軽減を図ります。		
110	<b>災害用トイレの備蓄の推進</b>	所管：環境局
	避難所、本市の活動拠点及び地域からの要請に応じた設置ができるよう備蓄を推進し、併せて市内に分散した保管場所の確保についても検討します。 (平成 22 年 12 月末現在：2,744 基)	
目 標	事業者との協定に基づいたトイレの設置供給などによって、想定避難者数に応じた需要基数の備蓄を確保します。 また、トイレの保管場所についても、適宜拡充していきます。	
111	<b>ごみ・し尿の収集処理体制の確立【No.124 再掲】</b>	所管：環境局
	大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。	
目 標	川崎市災害廃棄物等処理計画 <sup>(*)</sup> 等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。	
112	<b>応急仮設住宅の建設に係る訓練等の実施</b>	所管：まちづくり局
	災害救助法に規定される大地震等の発生時に、「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、県や（社）プレハブ建築協会などの関係機関との協力体制の下で、応急仮設住宅を建設します。	
目 標	応急仮設住宅の建設可能地データベースを随時更新するとともに、訓練等により、継続的に協定に基づく体制の検証を実施します。	
113	<b>災害時における住宅等（長期避難施設等）の確保</b>	所管：危機管理室 まちづくり局
	大地震等の発生時における、長期避難施設等としての住宅などを確保・供給するため、市営住宅の空室やホテル等の宿泊施設、空き不動産などについて、企業等の協力のもと確保していきます。	
目 標	ホテル・旅館や空き不動産等の活用に向け、順次協定を締結していくほか、市営住宅の空室を活用できる体制（市営住宅の建替えなど）を構築します。	
114	<b>災害時におけるメンタルヘルスケア体制の構築</b>	所管：健康福祉局
	大地震等の発生後の精神的ストレス、心的外傷後ストレス障害（PTSD <sup>(**)</sup> ）等の精神的疾患を負った傷病者に対し、中長期的（数年）な視点で心のケアを行う体制について、専門医療機関などの関係機関と協議を行い、メンタルヘルスケア体制を構築します。	
目 標	各種計画やマニュアルの検証を行い、メンタルヘルスケア対策としての人員派遣体制を構築します。	

(\*)参照 <http://www.city.kawasaki.jp/53/53bosai/home/lib/tiikibousai/sinsai/sinsai18/4-10.pdf>

(\*\*)PTSDとは、危うく死ぬ又は重症を負うような出来事の後に起こる、心に加えられた衝撃的な傷が元となる、様々なストレス障害を引き起こす疾患のことです。

### 《施策の効果》

- 早期の生活再建の支援
- 生活衛生環境の保全
- 心のケアによる精神的負担の軽減

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。

☆市民・企業等は、災害時においても、日常と同じくルールの遵守に努め、生活環境の悪化防止に努めてください。

☆市民は、避難生活（共同生活）による精神的な負担を軽減するため、避難所におけるルールを相互に理解し、遵守するよう努めてください。

<b>行動計画 32 飲料水・食料等の確保</b>		
大地震等の発生時においても、生命の維持に欠かせない飲料水、食料を確保し、早期の生活安定を図ります。		
115	<b>応急給水活動の充実</b>	所管：上下水道局
	応急給水活動を円滑に行うために、市民参加による給水訓練を通じて課題を抽出し、給水拠点の安定的な運営方法を構築します。	
	目 標	応急給水拠点設置後の市民参加を視野に入れた運営方法について検証し、これを実行するための訓練メニューを取り入れていきます。
116	<b>水道施設の応急対策の推進</b>	所管：上下水道局
	<p>液状化により管路の被害が大きいと予想される地域に、既に設置されている貯水施設の位置関係を考慮して循環式地下貯水槽を設置します。</p> <p>また、地域防災拠点である全ての市立中学校に災害時応急給水拠点を設置します。</p> <p>※平成 22 年 12 月末現在、循環式地下貯水槽及び貯留管による貯水施設は 26 箇所、貯水施設を含む応急給水拠点は 117 箇所です。</p> <p>また、各拠点の受け持つ地域の範囲は半径約 1 km の円内にあります。</p>	
	目 標	耐震性貯水槽の整備は平成 24 年度までに全 31 基の設置を完了します。 また、全市立中学校への応急給水拠点の整備は平成 25 年度までに完了します。
117	<b>備蓄機能の強化・推進</b>	所管：危機管理室
	<p>大地震等の発生初期への対応として、食料や生活物資の備蓄をしていますが、応援協定の実効性や、企業との連携、自助による備蓄の状況などを踏まえ、現行の公的備蓄を見直し、新たな備蓄計画を定め、推進していきます。</p> <p>また、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用方策について検討を進めます。</p>	
	目 標	新たな備蓄計画に基づき、備蓄を推進していきます。
118	<b>食料（米穀）の確保</b>	所管：経済労働局
	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されることから、川崎米穀商事協同組合との「災害時における応急用米穀の供給協力に関する協定」の実効性を確保し、安定した米穀の確保を図ります。	
	目 標	定期的に情報交換を行うほか、訓練等を通じて、協定の実効性を確保します。
119	<b>生鮮食料品の確保</b>	所管：経済労働局
	<p>大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されるため、生鮮食料品の調達が困難になります。</p> <p>そのため、南部・北部の卸売市場内の事業者及び全国中央卸売市場協会関東支部及び各加盟都市の協力を得て、安定した物資の確保を図ります。</p>	
	目 標	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協力体制を維持していきます。
120	<b>食料等生活必需物資の確保</b>	所管：経済労働局
	大地震等の発生時における市民生活の早期安定のため、生活必需物資を本市に対して供給及び運搬されるよう、市内のスーパー、生協等との協定内容の検証及び充実に図ります。	
	目 標	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協定の実効性を維持していきます。
121	<b>救援物資（備蓄を含む）の輸送体制の確立</b>	所管：危機管理室
	<p>地域防災計画では、トラック協会などの応援を得て、陸海空からの物資集積拠点から輸送拠点である各区役所へ輸送することとしています。</p> <p>そこで、各協定に基づき要請した救援物資（備蓄を含む）及び各地からの支援物資の輸送が円滑に行われるよう、宅配業者等との新たな連携も視野に入れながら、輸送体制の強化に努めます。また、水路を活用した輸送についても検討を進めます。</p>	
	目 標	他都市の取組や、過去の災害事例等を参考にしながら、トラック協会などの支援の具体化や宅配業者などとの新たな協定の締結など、円滑な物資輸送体制を構築し、訓練等を通じて検証の上、強化していきます。

《施策の効果》

○早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。

☆市民・企業等は、3日分以上の食料の備蓄に努めてください。

<b>行動計画 33 遺体取扱の体制確立</b>		
大地震等の発生時には、死者数が市葬祭場の処理能力を超える可能性があり、多数の遺体に速やかに対応できるよう、関係機関等（警察、医師会、歯科医師会、葬祭業者等）との協力体制を強化します。		
122	<b>遺体安置所の運営体制の強化及び遺体安置所の追加指定</b>	所管：危機管理室 健康福祉局 各区役所
遺体安置所の運営方法については、現在、地域防災計画中に骨子が記述されているが、大地震等の発生時には混乱することが予想されるため、地域防災計画や神奈川県警の多数遺体取扱要領に準拠した、川崎市遺体安置所運営マニュアルを策定します。また、遺体安置所の追加指定についても行います。 ※現在遺体安置所候補施設のない多摩区においても、平成 22 年度に開設予定のスポーツセンターを指定します。		
	目 標	継続的に訓練等を通じた検証を行い、体制を構築していきます。
123	<b>火葬計画の策定</b>	所管：健康福祉局
大地震等の発生時に、市斎苑（南部・北部）の火葬体制及び処理能力を超えた遺体が発生した場合の対応について、具体的な火葬計画を策定します。		
	目 標	大地震等の発生時に対応可能な火葬計画を策定します。
<b>《施策の効果》</b> ○被災者の精神的負担の軽減 ○生活衛生環境の保全		

<b>行動計画 34 廃棄物処理体制の確立</b>		
<p>大地震等の発生時には、建物の倒壊・損壊や、火災の発生等により、大量の廃棄物が発生することが予想されます。</p> <p>また、災害用トイレ等の設置により、通常は下水道で処理されるべきし尿も、一般廃棄物と同様に大量に排出されます。</p> <p>衛生環境の保全のためにも、これらの廃棄物を、適時・適正に処理する体制を構築します。</p>		
124	<b>ごみ・し尿の収集処理体制の確立</b>	所管：環境局
<p>大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。</p>		
	目 標	川崎市災害廃棄物等処理計画等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。
125	<b>瓦礫等の災害廃棄物収集処理体制の確立</b>	所管：環境局
<p>大地震等の発生時に、構造物の損壊により発生する瓦礫等について、再使用・再資源化も考慮した仮保管場所を検討するとともに、迅速かつ適正な収集処理体制の確立を構築します。</p>		
	目 標	川崎市災害廃棄物等処理計画等の見直しを適宜行い、市の事業として処理する瓦礫等災害廃棄物の迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。

《施策の効果》

- 生活衛生環境の保全
- 道路閉塞・交通障害の防止
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、可能な限り、ごみの減量化に努めてください。

## 施策の柱 XⅢ 都市の復興

行動計画 35 復興に向けた取組の推進	
<p>大地震等の発生により甚大な被害が発生した場合、早期の生活再建・生活安定に向けて、震災からの復興を効率的かつ計画的に行うため、あらかじめその備えをしておくことが必要です。</p> <p>そのため、復興組織の体制づくりや、復興計画を策定するためのマニュアルを整備、具体化することにより、復興に向けた準備を進めていきます。</p>	
126	<p><b>震災復旧・復興体制の整備・運用</b> <span style="float: right;">所管：危機管理室</span></p> <p>復旧・復興本部体制と設置根拠、迅速復興計画策定など事前に検討する体制の整備を行います。</p> <p>また、大地震等の発生直後の混乱期に、できる限り早期に適切な復旧・復興対策が実施できるよう、復旧・復興のための手順・手法・被害調査の方法などを整理し、マニュアル化します。</p>
目 標	復興本部のあり方を定め、その業務内容、体制を明確化するとともに、図上訓練などの機会を捉え、復興本部運営訓練を併せて行います。
127	<p><b>防災都市計画に関する調査・研究</b> <span style="float: right;">所管：まちづくり局 危機管理室 関係局</span></p> <p>大地震等の発生による大規模な災害から計画的な復興を推進するための都市計画のあり方を調査・研究するとともに、り災後の迅速な都市計画手続を推進するため、行動計画などを示した運用マニュアル等を策定します。</p> <p>また、災害に強い市街地の構築に向け、都市計画分野等における予防的対策の調査・研究を進めます。</p>
目 標	都市復興計画策定の体制づくりや都市計画上の手続・手法などについての方策を確立するとともに、災害に強い市街地の構築を図るため、都市の防災構造のさらなる向上をめざします。

### 《施策の効果》

- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

### 《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、可能な限り、早期の都市復興への協力を努めてください。



(平成23年3月9日 22川総危第1250号 市長決裁)

**川崎市地震防災戦略**  
**防災協働社会の形成と減災をめざして**

(平成23年3月作成)

【川崎市総務局危機管理室】

川崎市ホームページでも川崎市地震防災戦略の内容を掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/53/53bosai/home/lib/senryaku/senryaku2010.htm>